

序



十小三門指要鈔國字家ハ為重老師ハ

通仍名目十小三門ハ本荆溪大師法華玄

義を釋

十小三門ハ西極の法華

見十小三門ハ西極の法華

子の法法ハ其の互結する國故の如理ハ法ハ

と書かれたる一冊の可成り古き一冊
一冊の國書安部公房の著る一冊の書
宗の講義の蘭文の書に著る一冊の書
皆國書の安部公房の著る一冊の書
蘭文の書に著る一冊の書に著る一冊
荆溪の書の如く翻す可き書に著る一冊

物に著る一冊の書に著る一冊の書に著る一冊
實母の如く法に著る一冊の書に著る一冊
一冊の書に著る一冊の書に著る一冊
の如く著る一冊の書に著る一冊の書に著る一冊
一冊の書に著る一冊の書に著る一冊の書に著る一冊
一冊の書に著る一冊の書に著る一冊の書に著る一冊
一冊の書に著る一冊の書に著る一冊の書に著る一冊

沈懷文序

沈懷文序

沈懷文序



自叙



十不二門。約止觀一念三千。令成就立文十妙解行。指要鈔。摧山外邪說。闡台荊正宗。教門權實。懸秦鏡照妍醜。觀道所託。揭斗柄辨方隅。可謂通天下之志。定天下之業者也。自趙宋來。和漢賢哲註記。不乏其書。於中近代我澄和尙講義。尤盡精要。祇語簡意高。讀者多艱焉。先之空師著諺詮。篤師撰雜套。雖國字以便宜于童蒙。其說間有亦不可取者焉。余之菲才。為學徒哢凡吻有年。此疏稿成。久藏之於函底。諸士傳寫。魚魯交訛。意義亦乖。二三子深病之。謀

訂校以上梓。余曰。善解指要則知四明心。知四明心則知諸祖心。知諸祖心則知諸佛心。知諸佛心則學問之能事畢矣。遂應需付與其稿云。

明治三十年歲次丁酉八月叡岳寶園沙門慈熏識于東京台宗學館之寓居



十不二門指要鈔國字疏凡例

- 一 此書の會本は明の正謚法師武林の詳解と共に合會するよ創る而して本邦の會本二種あり貞享二年の本を舊本と云ひ嘉永六年の本を新本と云今新本に依て疏す
- 一 分科は全く澄和尚の講義及び師の口授する所の別記に依る
- 一 新舊二本の訓點善からざるものは澄師の讀法に依て之を改む
- 一 此疏専ら澄師の遺意を衍譯して容易に本書の綱領を掌握せしむるを要す其言或は冗長に渉るは蒙士の解し易きを欲すればなり

一開卷に本宗の相承及び山外の系統を列記するものは他家の相承に揀ひ道統の重むすへきを知らしめ聊か初學の溫習に備る耳

一本書の頁號を指すものは全く新本の紙數に依る此疏の紙號に非す今索引に便ならしめむか爲に頁數對照標を付す

一此疏の印行堯允亮中二子校正之れ勉め龍忍法契財務を管理す故に今其名を旌はし諸子爲法の赤衷に報ひ以て後鑑となす焉

著者誌

頁數對照標

上卷

原書	初紙	二紙	三紙	四紙	五紙	六紙	七紙	八紙	九紙	十紙	十一紙	十二紙
國字疏	一九頁	三〇頁	三五頁	三九頁	四八頁	五八頁	六三頁	七一頁	七九頁	八六頁	九七頁	一〇四頁
原書	十三紙	十四紙	十五紙	十六紙	十七紙	十八紙	十九紙	二十紙	廿一紙	廿二紙	廿三紙	廿四紙
國字疏	一一〇頁	一二三頁	一二九頁	一二二頁	一二六頁	一三一頁	一三五頁	一四〇頁	一四六頁	一五一頁	一五六頁	一六三頁
原書	廿五紙	廿六紙	廿七紙	廿八紙	廿九紙	三十紙	卅一紙	卅二紙	卅三紙	卅四紙	卅五紙	卅六紙
國字疏	一六八頁	一七四頁	一七八頁	一八四頁	一九〇頁	一九七頁	二〇一頁	二〇七頁	二一一頁	二一六頁	二二一頁	二二六頁

頁數索引

原 初 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十 十 十 三
書 紙 紙 紙 紙 紙 紙 紙 紙 紙 紙 紙 紙 紙 紙

國 一 六 一 一 一 二 二 二 三 三 四 四 五 五
字 頁 頁 頁 頁 頁 頁 頁 頁 頁 頁 頁 頁 頁 頁
疏 一 六 一 一 一 二 二 二 三 三 四 四 五 五

下
卷

原 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十
書 紙 紙 紙 紙 紙 紙 紙 紙 紙 紙 紙 紙 紙 紙

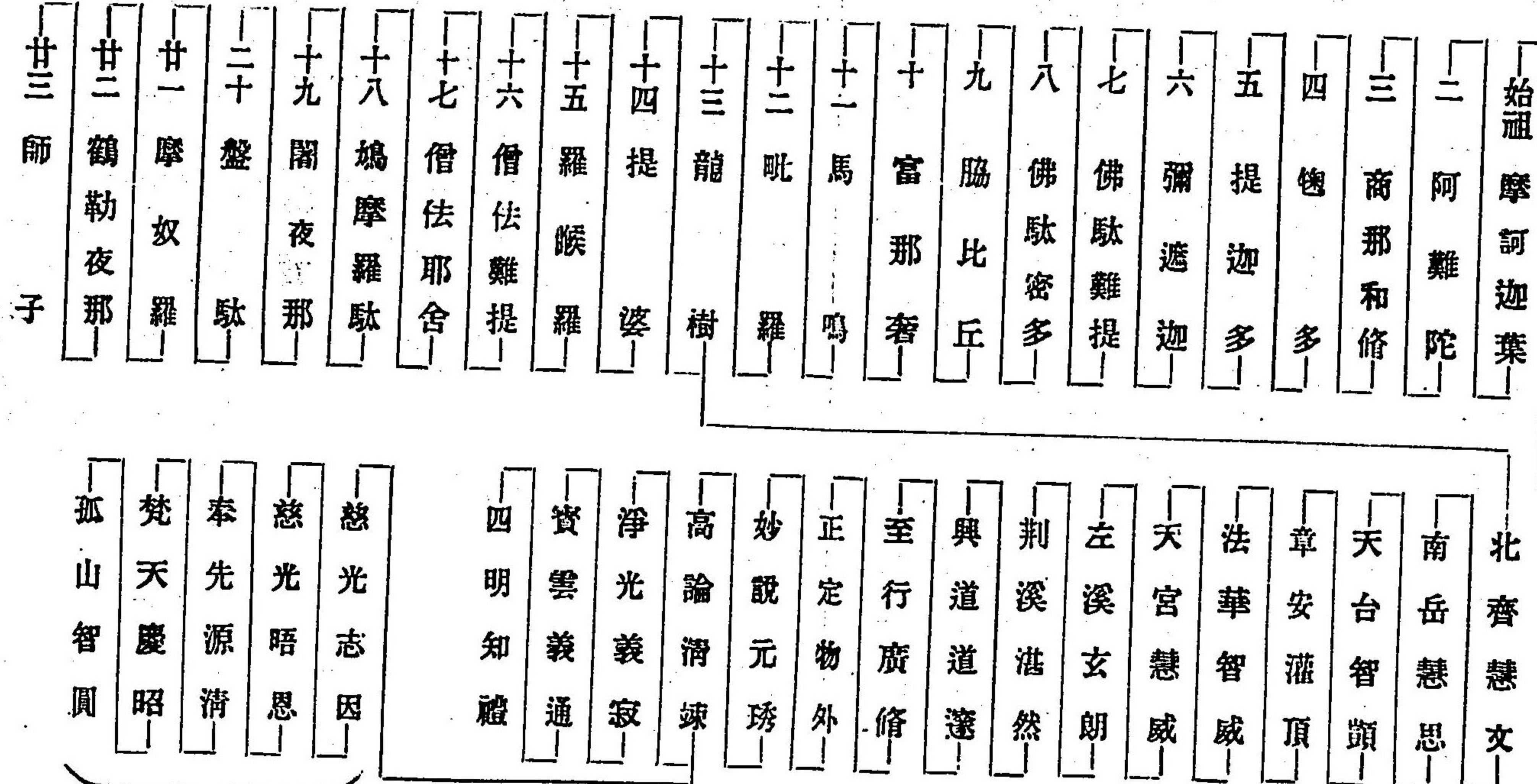
國 六 六 六 七 七 七 八 八 九 九 九 十 十 十
字 二 二 二 七 七 七 八 八 九 九 九 十 十 十
疏 頁 頁 頁 頁 頁 頁 頁 頁 頁 頁 頁 頁 頁 頁

原 廿 廿 廿 卅 卅 卅 卅 卅 卅 卅 卅 卅 卅 卅
書 七 七 七 八 八 八 九 九 九 十 十 十 十 十
紙 紙 紙 紙 紙 紙 紙 紙 紙 紙 紙 紙 紙 紙

國 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一
字 二 二 二 三 三 三 四 四 四 五 五 五 五 五
疏 頁 頁 頁 頁 頁 頁 頁 頁 頁 頁 頁 頁 頁 頁

天台圓宗相承

靈山淨土久遠實成釋迦牟尼如來



山外 真承

山家 正統

迦葉尊者より師子尊者に至る
 二十三聖を付法藏傳金口の懸
 記印度の祖承とす(商那と末
 田地と同時に化を行するを以
 て合せて二十四聖あれども摩
 訶止觀には但し商那を擧て末
 田地を省き二十三祖となす今
 止觀に依て列記す) 慧文禪師
 龍樹の大論及び中論に依て一
 心三觀を開悟せられしより相
 繼て宋の四明尊者に至る之を
 漢土の相承山家の正統とす(四
 明已下の相承は具に統記を看
 上) 唐の高論尊者の下に志因
 法師を出せり相繼て智圓法師
 に至る之を山外の相承とす比
 叡山傳教大師唐の道邃和尚に
 遇て天台の正統を傳へられし
 より本邦の相承は事繁ければ
 今略して記せず學者宜く本邦
 の歴史に就て之を意得へし

十不二門指要鈔國字疏卷上附慧澄和尚科

天台沙門 慈熏 述

指要鈔序

此序四明教行錄七二に出つ上の三字は鈔主の命する所則ち所序の別題なり題目の旨趣は本題の下に之を辨せむ序の一字は序者の置く所則ち能序の通目なり謂く作者の意を述して正文を解するの所引となす其の次由述の三義あり法華文句一七に釋するか如し

宋東山沙門遵式述

宋は當代の國號なり趙氏名は匡胤北周恭帝の讓りを受けて國を宋と號す南朝と入世合せて三百廿年の祚を保てり東山は台州府東北四十里天台山の左腋にあり式法師初め東山能仁寺に居して經を真く故に以て標す沙門は梵語の正音は舍羅摩那譯して勤息と云衆善を勤行し諸惡を止息するの謂出家の通稱なり故に沙門の名は本と佛

子外道に通ず今は是れ佛子の沙門具には釋子沙門と云へきを略して沙門と云遣式法師字は知白法智尊者と共に學を法雲寺の義通法師に薫く世壽七十夏五十一宋の太祖乾德元年癸亥龔生仁宗明道元年壬申十月八日示寂徽宗崇寧三年甲申特に認して懺主禪慧法師を賜ふ鐔津文集十二五佛祖統紀十一廿に傳あり述は先有を記するの謂謙の語のみ論語に曰述而不作と又曰祖述堯舜と是なり漢土は名を避るを敬とするか故に作者の諱は讀者之を省て某と呼ぶを常とす大教隆夷存乎其人諸祖既往玄化幾息時不可以久替スル必有間世者出焉

序文五百六十三言大に分て三とす初歎作者德三初通示法由人天教は通しては一切の佛教を指し別しては天台宗教を指す義は二途に涉れども意は通の邊を取る隆夷とは隆は興なり盛なり夷は平なり衰なり存は在なり其人は傳持者の得失なり蓋し法門の興廢存亡は一に人の解行如何に在るを標して勸誠の誠意を人に熏陶せむと

り諸祖とは祖は法の由て出る所なり則ち章安已後荆溪已前傳道布化の大器を指す既往とは既訖なり往は緣盡き應息むなり玄化は一乘幽玄の真化を云幾息は幾は近なり息は滅なり蓋し章安尊者智者大師の所説を筆記して之を後代に遺せしより智威慧威左溪相嗣て圓頓の妙宗を弘傳すれども機緣の盡る處應用隨て息み法華一乘の真化殆んど衰滅せむとなり時不可とは時は時運の循環するを云不可は其條理なきの辭を以久替は以は自なり久は長時なり替はスタルと訓す廢亡なり蓋し時運は活物なり一張一弛弛めは必ず張る猶四時の榮枯消長するか如し故に我圓宗縱令ひ一たひ衰るも必ず復た興るは理勢の當然なるを述するなり必有は斷乎として許可するの辭を問世者とは語は通して名世卓絶の人を指せども意は別して四明法智を指すなり出焉は出は世に興て化を行せむとなり

四明傳教導師禮公實教門之偉人也

二別歎作者德三初略舉器宇四明は山の名なり山を以て郡に名け四

明郡と云法智大師所住の處を傳教は天台宗教を弘傳するを云導師は法華化城喻品に曰有一導師聰慧明達と蓋し自行妙宗に明かにして能く諸の機縁を度するの嘉號なり名義集一九を看よ禮公は四明尊者諱は知禮次下に略して其事績を舉む公は尊稱の辭を釋籤の序に湛然公當之と云今の稱呼準して知れ實教門等とは實は虛美諂附に非るの謂教門は別して天台圓宗を指す偉人は猶大人と云か如し尊者當時天台圓宗の大器に當れり故に稱譽して云なり

童子受經便能思義天機特發不曰生知之上性者乎

二廣叙事業三初幼年氣質童は幼稚の稱十年を幼と云二十を弱と云弱冠已前皆童子と名く受經とは尊者七歳にして母の喪に屬す便ち乞て大平興國寺の僧洪選に就て出家し佛典を受讀す便能思義とは師の講を待たずして自ら能く考究するなり天機は天然の機用なり莊子に出つ特發は挺特發生なり不日は曰なり生知は學問刻苦して後知識を啓發するに非ず論語に出つ

及進具稟學於寶雲通師初詣法席厥父夢其跪于師前師執瓶水注於口中其引若泉其受若谷於是乎天台大教圓頓之旨一受卽了不俟再聞師謂之曰子於吾言無所不達非助我也速師始滅公復夢貫師之首攬于左臂而行嚙得非初表受習若阿難瀉水分瓶之莫二也後表傳持操師種智之首而行化也

二壯時靈異文の中及は速なり進具は沙彌戒より進て具足戒を受るなり真學は天台圓宗の教觀を受るなり寶雲は寺の名四明郡にあり通師は法師義通高麗國の人なり唐の末五代晉漢の際に當て來て中國に遊び螺溪の義寂法師に謁して一心三觀の妙旨を悟る法智尊者の通師に投するは宋大平興國七年己卯にあり時に歳二十初詣は最初の參謁なり法席は通師講法の筵なり厥父とは厥は其と同じ尊者の父姓は金氏名は經前漢金日磾の遠裔四明の人なり夢は列子に六夢を出す今は是れ正夢の類なり其跪の其は序者即ち天竺懺主遊式法師別號の意中に係るの辭下の二の其と別なり跪は兩膝地に着る

なり師前は受法の師即ち通公の座前に跪くなり師執は通師瓶水を執持するなり瓶は是れ律具の一なり注於は尊者の口に流注するなり其引の下二の其の字師資授受の鉢狀にして上の其と異なり引は長く延いて止まらざるの貌を如泉とは泉は源水なり垂下して喝きざるものを沃泉と云是れ師法を授るの狀なり其受とは受は心に領納して疑惑なきなり源泉垂下して川に通して盈てず是れ資法を受るの狀なり於是は猶自是の如し天台大教は總して宗教を指す圓頓之旨は別して法華一乘を指す一受即了は一遍にして心に入れ深義を解得するなり不俟再聞は聽聞を煩はさるなり師謂は通公四明を印可するなり子は男子の通稱今四明を指して子と云吾言は通師所説の法門なり無所不達は會得して疑はさるなり非助は助は益なり謂く問難質疑して互に相啓發するなきと猶孔子の顔回に於けるか如し蓋し通師深く尊者の卓識群を絶するを稱譽するなり逮師始滅とは通師の入寂太宗端拱元年戊子に係る時に尊者歳二十九始滅

の言は已滅に簡ふなり公復とは公は法智を崇て云前に父の夢あり今四明重て夢む故に復と云公の夢は異夢なり此れ列子墨夢の類なり貫師は師の首級を左臂に貫穿するなり擬子は擬は帶なり而行は外に出るなり嚙は懺主の歎息なり得非は得は不得なり謂く前後二夢徒然ならず必ずや表彰する所あらむ故に下に所表を述して云云す初表とは初は父の夢即ち自行受學の先識表兆なり受習は自行妙宗に達するなり若阿難とは若は如と通用す阿難佛の侍者となりて法藏を傳持するか如きを云瀉水分瓶とは涅槃經に出つ曰阿難自侍我來持我所説十二部經一經於耳會不再聞如分瓶瀉水置之器中と後表とは後は公の夢即ち化他傳持の先兆なり傳持は傳授操持なり妙法を弘宣して廣く物を益するを云操師等とは操は取なり正しく物を執るを云種智は通師自行所得の一心三觀なり即ち本宗命脉の係る處猶人身の頭ありて能く命根を持つか如し故に以て之を標す而行は之を化他に用るなり

淳化初郡之乾符寺請開講席諸子悅隨若衆流會海緣是堂舍側陋門徒漸繁未幾遂遷于保恩院焉法華止觀金光明諸部連環講貫歲無虛日

三出世行化淳化は太宗の年號二年辛卯公歲三十二郡は本郡なり寺は本郡にあり上既に四明と云故に略して郡と云のみ請開とは乾符の衆僧師を請して講筵を開くなり諸子は學徒なり悅隨は招かすして自ら至るの謂なり易に出つ若衆流等とは衆流は百川なり四方の學徒を譬ふ會海は四方來集して乾符の講席に至るを喻るなり緣は由なり堂舍は即ち乾符寺の堂舍法華付庸院なり側は仄なり陋は隘なり師を同するを門と云徒は輩なり漸繁は學徒の集ると日一日より多きを云遂遷は院小にして學徒多きに居る由て居を轉せざるを得ず保恩院は至道二年丙申公歲三十七内院の衆僧顯通保恩院(后に延慶院と改稱す)を捨て尊者に與へ永く天台傳教の十方住持となす便ち朝廷の使帖を以て移て四歲を綿歴せり法華は玄義文句を兼て

云止觀は摩訶止觀なり金光明は五小部の一を擧ぐ諸部は三大五小餘の經論なり(三大部とは法華玄義法華文句摩訶止觀なり五小部とは觀音玄と疏と金光明玄と文句と觀經疏となり)連環は旋轉なり講貫は中止せざるなり歲無虛日は講説を以て歲月を終へ空く光陰を消却せざるなり

嘗昂其徒曰吾之或出或處或默或語未始不以教觀權實之旨爲服味焉爲杖几焉汝無怠也大哉

三結歎行徳二初據誠辭結歎行徳「嘗は曾と通用すモトヨリの意なり昂はツトムと訓すつとめ誠むるなり其徒は門人なり日は發語の辭ろ吾之は道を以て自ら任するの謂そ或出は化他或處は自行或語は化他或默は自行なり未始不以は始終相貫くの謂そ教觀權實の四字は宗旨の眼目を擧示す教は教義即ち釋迦一代經中の能詮なり觀は觀道即ち滅後の行者修證の方法なり教に藏通別圓を分ち觀に折空躰空次第一心を別つ前三の教觀は隨他意暫用の方便なり圓頓の教

觀は隨自意究竟の旨歸なり學者苟も教觀權實の四字を明かにせず
ひは解行皆な謬亂す圓宗の眞化亦焉くにか在らむ山外の迷倒する
所以四明の正舉する所以唯是のみ爲服味とは爲の字平聲に呼へ人
の生命は衣食に依て持することを得るを云以て圓宗の命脈は教觀
權實の維持する所なるを喩ふ爲杖几とは爲の字上に同じし人の行坐
は杖几に依て安きことを得るを云以て圓人の自行化他は教觀權實
に依て成立するを喩ふ汝無怠とは怠は緩漫なり日に用て廢せざる
を無怠と云大哉は言に寄せて稱歎するなり

若夫被寂忍之衣據大慈之室循々善誘不可得而稱矣

二以三軌結歎內德若夫は指示なり寂忍之衣は安樂行品三軌の中の
如來の衣を着して法身安きの謂そ大慈之室は如來の室に入て慈悲
物を覆ふの謂そ今の文如來の座に坐して空を觀して着なきを略す
意は則ち合容して闕ることなし

釋籤十不二門者今昔講流以爲一難文也或多註釋各陳異端孰不

自謂握靈蛇之珠揮彌天之筆豈思夫一家教觀殊不知其啓發之所

二正叙述作三初叙述作由二初他師誤解釋釋籤等とは荆溪大師妙玄本
迹二門の中間に於て此の十門を述作せり今昔講流とは古今の講者
流類多きに居るなり以爲等とは以爲は思想の義オモヘラクと訓す
一は多釋の中に於て一を取るの義を難文とは十不二門其釋義甚深
幽遠にして通曉し説示し易からざるの謂なり或多註釋とは奉先の
源清法師示珠指を著し天台の宗昱法師註不二門を述す各々自ら其
説を得たりと謂ふ故に次下に靈蛇彌天の歎を擧るなり孰不等とは
孰は誰なり渠等恣まゝに己見を執するを云握靈等とは握は掌握な
り靈蛇は史記楚の臣附侯靈蛇に因て明珠を獲るの古事示珠指に應
して云を揮彌天等とは揮は振起なり彌天は晉の道安法師の古事な
り師始めて序正流通を立て經文を分節整理す常に文章を以て世に
稱せらる時に習鑿齒と云人あり自ら四海の習鑿齒と誇る法師便ち
彌天釋道安と對ふ當時以て名對となす註不二門に應して云を豈思

は不思議なり謂く清昱二師自ら教觀の大途を知らずと思はざるなり夫一等とは夫は彼なり物を指すの辭そ一家は天台圓宗諸家に卓絶するを標するの語なり教觀は解行啓發の由り基く所なり殊不平等は殊は不知中の尤も大なる者を簡ひ擧るの辭を謂く渠れ自己心法の事理に暗ふして觀境の眞妄を謬り初心入道の門を塞き行者起觀の處を失ふ是れ不知中の尤も大なるもの指要の興らざるを得ざるの要點なり

公覽之再歎豈但釋文未允奈何委亂大綱山隕角崩良可悲痛將欲正學捨我而誰

二鈔主悲歎公は四明尊者を覽之は示珠指註不二門の二書を展觀するなり再歎は初に二師の自ら非理を誇張するを聞て歎息し今復た珠註二書を覽て歎息す故に再歎と云豈但は非するなり此二字下の句を起すか爲に言ふ釋文未允とは文義を解釋することの的當ならざるなり奈何は上の釋文未允を踏て重て責む委亂大綱とは一念三

千の事理即ち解行の大體を委墜紊亂するなり山隕角崩は上の委亂を形容するなり山隕は禮記に出つ曰大山其隕乎と角崩は書經に出つ曰百姓漂々如崩厥角と良可悲痛とは良は深く所以あるの謂シタジカラと訓す再歎復た悲痛事止むへからざるの狀言外に溢る將欲等とは將は甫始の辭モウステ、ハオケヌの意なり欲は志を決して樂求するなり正學は謬亂を訂正して圓宗の眞風を擧揚するなり捨我等とは自ら其事に任持し仁に當ては師に讓らざるなり四字孟子に出つ孔子の語なり

遂而正析斯文旁援顯據

二正叙述作二初示對他顯正旨「遂は事此に及ぶの辭而は前後接續の辭る上に他師の謬說措くへからざるを言ひ畢て事此に及て止を得すして指要の擧あるを云正析斯文は正く不二門の文義を開晰するなり旁援顯據は旁は傍と同じ又廣なりアマ子クと訓す援は引なり顯據は佛祖の誠言なり

綽有餘及兼整大途教門權實今時同昧者於茲判矣別理隨緣其類也觀道所託連代共迷者於茲見矣指要所以其立也

二指決教觀大義「綽有餘刃」とは綽は寛裕の貌を綽有の二字は孟子に綽々然猶有餘裕とあり餘刃の二字は莊子に鉅丁牛を解くの事あり蓋し四字相須めて四明の不二門難解の文義を消釋すると允當的切にして一家の立義を損害せざるを形容す兼整大途とは兼は併兼なり傍兼にあらず併せて教觀の大義を整齊するを云教門權實とは大聖の言詮行者の知識を啓發す此れ妙解の由て出る所なり今時同昧者とは四明同時の齊玄穎三師別教の具如隨緣の義を許さず遂に我圓宗不變隨緣の妙義を以て華嚴終教の分際に同じからしむ此れ教門の權實に味きか致す所なり於茲判矣とは今此の指要の製作あるに由て別教但理の隨緣と圓教性具の隨緣と判然叨濫なきとを得るなり別理隨緣の主旨は別教に談する所は但中平等の理諸法を具せず無明の緣に隨て九界差別の法を變作す猶淳善の人の本來惡をな

すこと能はされとも惡友に勝はれて惡事をなすか如し委くは下の鈔に彰る其類也とは類は例なり達磨の門下三人得法の淺深を判して皆別教權門に攝屬するか如き亦是れ教門の權實に關る故に其類の語別理の隨緣是れ教門權實の流類なることを彰すなり觀道所託とは智に由て理を照すを觀道と云立行造修必ずや依託する所の境界を定む之を定境と云定境既に立て用觀方に功あり何ものか是れ所託なる即ち陰妄迷事の一念なり連代共迷者とは慈光の晤恩奉先の源清梵天の慶昭孤山の智圓此の四師偏に眞心を指して觀境となし華嚴心造の文を認り解して一家教觀の大途を紊亂す故に貶して山外と呼ぶなり於茲見矣とは見は顯と通用す蓋し指要の述作に因て迷者の思想顯現すること猶明鏡の妍醜を照すか如し指要等とは指要の所以は入理の門起觀の處即ち妙解妙行の基本一書の要領なり其立の其は序者意中の思想に係る立は成立なり

至若法華止觀綱格之文隱括錯綜略無不在

三叙述作三初舉收三部要至若は加之ともしシカノミナラズと訓す
 法華は玄義文句を兼ね止觀は摩訶止觀なり網格は三部の大綱正格
 の釋義を云隱括錯綜とは字彙に隱は隱なり栝の字木に従ふ括と別
 なり然るに新舊二本及び教行錄詳解等皆括の字を用う書經に隱括
 之器の語あり亦括の字を用う按するに古來括栝通用する歟字書に
 隱栝は曲木を正すの器と云夫れ曲木固ふして制しかたし隱栝能く
 之を正す三部の文實に治め易からす四明能く其蘊奧を探り盡して
 教觀の大義を明了にす故に隱栝以て之を況す錯は交なり綜は總な
 り謂く三部の要文を交錯し宗旨の大途を總括するなり略無不在は
 大略此書に存在するを云

後之學者足以視近見遠染指知味

二示裨益學者後之は後代天台の教觀を學ぶの人なり足以等とは足
 は満足通暢するの謂以は依の義視は熟らと覽るなり近は今此の指
 要鈔を云見は相見るなり遠は三部の解釋を謂く先に指要に依て教

觀の大途を知るときは則ち既に三部の網格を了す其れ猶親しく三部
 の眞面目を相見するか如し蓋し視近見遠の四字直に法に就て利益
 を示す故に下に更に譬釋を作る染指知味は左傳衛の靈公の古事な
 り染は浸なり深く心を指要一書に用るを云知味は豫め三部の網格
 を會得するを云なり

易不云乎通天下之志定天下之業斷天下之疑實此一二萬言得矣

三結言簡功多不云は云なり乎は歎を帶て人に質す辭通天下之志と
 は志は意の趣向する所なり此れ上の教門權實に應す定天下之業と
 は業は事業なり此れ上の觀道所託に應す斷天下之疑とは疑は事に
 隨て猶豫して決斷なきなり此れ上の迷者昧者を簡判するに應す實
 此の下實は虛美諂附に非るとを彰す一二萬言は指要鈔なり得矣は
 言簡なれども其功多きを彰すなり

式忝同學也觀者無謂吾之亦有黨乎取長其理無取長其情文理明
 白誰能隱乎云也

三申作序意「式は序者己を謙して諱を標するなり忝は辱なり同學は四明尊者と同じく通師の教示を受るとを辱ふすとなり觀者等とは觀は子細に見るなり意を着けて此序を讀むを云無謂は無は勿なり制止の辭ナカレと訓す謂は人の思想を吾之は他に對して云ろ亦有黨乎とは亦是同なり世間黨を好て相携る者甚た多し黨は朋黨なり相助けて非を匿すの謂を論語に曰君子不黨と取長其理とは取は懺主の取なり長は四明の長即ち指要の立義の優長なるを云其理は此下二の其の字序者の意中に理に依り情に依るの分を置て言をなす理は道理當然を云そ無取長其情とは無は曾てなきを云取と長とは上の如し情は私意の好む所を云そ蓋し余か四明の立義の優長なるを賛するは固より道理の當然に取るものにして決して同學の故を以て私情相黨して然るに非すとなり文理明白とは一部の能詮を文と云ひ一部の所詮を理と云明白は四明の立義の優長なるは書中の文理昭々乎として白日天に中するか如しとなり誰能隱乎とは天下

の人誰か能く此書の優美を隠覆するを得むやとなり此れ論語の人焉度乎の語氣を取り來て序を結了するなり此序并に唐の普門子釋籤縁起序及び止觀輔行序意味深長古來名文と稱す覽者須く熟讀三思すへし今初學の爲に僅に其一端を註するのみ序文畢る

十不二門指要鈔會本卷上

此題會者の置く所上の七字は所會の別題會本の二字は能會の通目十不二門指要鈔の會本なれば六合釋の中には依主に名を得るなり卷上は本帙を簡ふの謂ろ又會は能釋の指要と所釋の十不二門と合聚するの謂なり卷は卷舒自在の義舒へて其文を讀み卷て其義を思ふの謂なり

十不二門指要鈔卷上并序

古本に此題なし新本を是とす上の四字は所釋の別題指要鈔の三字は能釋の通目十不二門か爲めの指要鈔なれば依主釋前に同じ

序を辨するに二段とす初に題目二に正文題目又二とす初に本題
 二に撰號今初に本題を辨す十不二門とは十は數なり色心内外修
 性因果染淨依正自他三業權實受潤の法相同しからす不二は三千
 の法體各具相即するなり門は二義あり一に當體門は不二の當體
 十法一一圓妙の觀跡にして理に通せざるものなきを云二に能通
 門は此の色心等の十門に依て能く法華本迹の十妙に通入して三
 千實相の極理を證得す此義の爲の故に荆溪大師特に妙玄本迹二
 門の中間に於て十門を述作し止觀の一念三千と觀跡を同ふして
 玄文託事附法の妙行を成就せしむ今の題意は此にあり指要鈔と
 は在迷一念の心を以て妙解を開き妙行を立るの近要と爲すを指
 示するの鈔記なるを云卷上は前の如し並序は序を本文に併合す
 るの謂なり

宋四明沙門知禮述

二に撰號を辨せは宋は前に之を辨せり四明も上の如し沙門亦前

に辨す法智大師諱は知禮字は約言四明郡の人父は金經母は李氏
 宋の太祖建隆元年庚申誕生七歳にして出家し太平興國寺洪選法
 師に投して經を受く二十歳寶雲寺の義通法師の門に入て天台の
 教觀を學得す太宗至道二年丙申歳三十七延慶道場を掌り天台圓
 宗を中興す時に人四明尊者と崇稱す眞宗天禧四年癸未歳六十法
 智大師を賜ふ仁宗天聖六年戊辰歳六十九示寂著す所五小部の記
 指要鈔觀經融心解修懺要旨等多本あり指要の述作は眞宗景德元
 年甲辰に係る時に歳四十五師の著作實に是を始とす傳は教行錄
 一三佛祖統紀八八に詳なり題下の撰號は讀者之を省くの例前に
 之を辨せり

十不二門者本出釋籤豈須鈔解但斯宗講者或示或註著述云云
 而事理未明解行無託荆溪妙解翻隱於時天台圓宗罔益于物
 二に正文を辨す文三初叙述作由「十不二門の四字は別行の本を指
 して云原出釋籤は其由て出る所を點示するなり釋籤は七之上廿

三紙より三十紙に至る其本文述二門の中間に係る豈須鈔解は何を鈔記解釋の必要あるへけむやとなり蓋し十門の巧釋荆溪已に善く天台の玄旨を彰し盡す何を更に鈔記を煩すとをせむや已上十三字問辭に寄て述作の所由を啓發するなり但斯の下答述なり但は餘意なきの謂を斯宗は天台家を指す講者は別行の十不二門を講説するの人師なり或示は源清の示珠指なり或註は宗昱の註不二門なり著述云云とは二書多く一家教觀の大義を亂るの言あるを云事理未明とは謂く法性本來不變一如の體を理と云ひ法性本來隨緣差別の用を事と云心佛衆生の三法各事理二造能具所具を論して迷悟一際暫くも三千の妙法を闕かす之を了するを妙解と云ひ之を修するを妙行と云此の解行に依るを以て能く在迷一念の中に於て性に稱て諸法實相の妙體を顯發するを得る之を天台圓宗の極致となす而して彼の清昱二師は華嚴の心造一切の文を認り解して心法を直に理となし單に能具能造を論し生佛を

事となし但た所具所造を論すれば迷事の外に理を立て三法隔異す圓頓の妙旨是に於て乖違し初心の行者手を下すに由なし故に未明を以て辨斥す解行無託とは解行は何の爲にか用る開解立行は本と初心在迷の者に於て必要を論するなり無託は依託する所なきを云蓋し一切衆生本來迷に在て全體是れ妄なり故に若し迷事の當相に於て妙解を開き陰妄の全體に於て妙理を觀せすむは將た何に由てか妙證を取らむや然るに渠れ妄を捨て直に眞心を觀すと云其れ祇虛喝のみ殆ど蕪糸を以て須彌に係るの譬に同じ終日理を談して終日益なし荆溪大師諱は湛然唐の睿宗景雲二年辛亥誕生玄宗開元十八年庚午三觀の妙旨を在溪の玄朗法師に受く三大部の記を作り大に台宗を顯揚す德宗建中二年壬戌二月五日示寂歳七十二龍樹大士より九傳して師に至る天台の第六祖なり傳は宋の僧傳四佛祖統紀七に詳なり妙解は巧妙の解釋なり蓋し本迹の十妙を自己一念の心に攝歸して玄文に於て三千三

諦の解行を成就し易からしむ世に巧妙ならずや翻隠於時とは清
景二師の著述あるか爲に反て巧妙なる解釋の功を當代に隠没せ
しむとなり天台圓宗とは智者大師所立の法華圓頓の宗義を云罔
益于物とは物機を饒益するとなきの謂なり

爰因講次對彼釋之命爲指要鈔焉蓋指介爾之心爲事理解行之
要也

二正明述作「爰は是なりコ、ニと訓す因は由なり講次は別行十不
二門を講説するの次序なり對彼釋之とは清景二師の著述に對し
て十不二門を解釋し述記するなり命爲等は著書に名を命するな
り蓋指等とは蓋は要點を掲ぐるの辭を介爾は細念なり謂く根塵
相對して起る所の在迷刹那の一念を取るなり爲事理等とは心佛
衆生の三法各々事理の三千を具するを以て妙解妙行を啓發する
の大躰とするなり

聊備諸生溫習敢期達士披詳耶時大宋景德元年歲在甲辰正月

九日叙

三謙己紀時聊備は且く爲すの謂を諸生は學徒なり溫習は古きを
温ヌグねて新きを知る論語に出つ敢期は不期なり達士は明達の人を
云披詳は披覽詳審なり蓋し著す所の鈔記且く初學温古の資料と
なすのみ果然明達之士の披閱し詳了するを要するに非すと
此れ己を謙して云ふ大宋は國朝を尊崇して大の字を置く大日本
の例なり景德元年は宋第三主眞宗の年號是れ時を紀するなり叙
は序と通用す作者の意趣を叙述して正文に入るの導引とするな
り

十不二門

古本此の四字なし新本を是とす鈔に十不二門四字作者自立と云
を以て知るへし

鈔曰此文題目多本不同或云法華本迹十妙不二門或無本迹二
字有唯云玄文十不二門

文三初泛舉題目三初列三本此文題目とは此文は別行の十不二門なり直に釋籤の原文を指すに非ず題は提なり別文の主旨を取て名を掲ぐるなり目は名なり本書に命するの標幟を或云法華は計不二門なり或無本迹は示珠指なり有唯玄文は誰人の命する所を知らざるなり

此或以所通之義所釋之文而冠於首蓋不忘其本也

二示題意「所通之義は珠註二書の題名なり所釋之文は第三の題名なり不忘其本とは釋籤の十門は即ち玄文の十妙なるか故に其原大本に出ればなり

而盡是別錄者私安取捨由情無勞苦諍

三斥諍盡是は上の諸の題目なり別錄者は下に作者自立と云に簡ふなり由情は何れに従ふも學者の意好に任せて過なしとなり無勞苦諍とは示珠指の自立の題目を是とし諸餘の立題を破するか如きは無益なりと斥ふなり

若十不二門四字乃作者自立

二正釋今題三初簡定作者自立とは上の別錄者私安に簡ふなり

故文云爲實施權則不二而二開權顯實則二而不二法既教部咸開成妙故此十門不二爲目

二引文「文は下^四に出つ爲實施權とは爲の字去聲に呼へ衆生の根性未だ融せざる時は後方に一實に會歸するを期して隨情の權化即ち四味三教の方便を施設するを云則不二而二とは則は軌を取るの辭を謂く上の爲實施權の意に軌とりて之を言はば法は本來唯一實相實相の外更に別法なければ權實の見るべきなけれども機根の融せざるに應して止を得ずして權實の化用を分つを不二而二と云開權顯實とは開は除の義なり四十餘年横説豎説の調熟に依て三乗七方便の機類遂に當分の修證を至極となす情謂を泯亡すれば利鈍の根性齊しく一極に會歸するを開權顯實と云則二而不二とは則の字前の如し此の開顯の意に軌とりて之を言へば

法華已前修證する所の三乘偏權の當位その儘金剛薩埵と齊しくなりて昨日の窮子はとりもなほさす長者の繼嗣去年の二乗は即ち圓實の菩薩にして十界同しく不二の圓道に會歸するを二而不二と云なり法既教部とは境智行位乃至眷屬利益の十法玄文に既に之を明し皆な四教及び五味に歷るを云咸開成妙とは咸は皆なりドレモドレモと訓す謂く法華の意に依て藏通別三權の十法を開して圓となし四味の十法を開して醍醐となし境等の十法適くとして三千三諦ならざるものなきを咸妙と云なり故此等とは故に今明す所の十門本と十妙に依て建立すれば法華開顯の意に基きて不二融通を以て題を命すとなり

須據此文釋其題旨豈非四時三教所談色心乃至受潤無不隔異故皆名二今經開會實理既彰十異皆融互攝無外咸名不二

三釋成四初釋不二題旨は題目の旨趣なり謂く上の爲實施權開權顯實の文に基きて十不二門の歸趣する所を釋成すへしと云なり豈

非の言は是なり謂く四時三教を二とし法華圓實を不二となすに決定するなり蓋し前四時は偏圓融せず三教は實理未だ顯はれず故に色心乃至受潤宜きに隨て分別して隔異せずと云となし法華に至て隔情都て泯して皆な一極に歸し法躰本來融妙なる三千實相を究盡すれば色心乃至受潤差相泯絶して一を擧るに全く一切を收め法界不可思議なるを方に名て不二となすなり

即以不二當體爲門然亦可云十不二爲能通十妙爲所通

二釋門二初正釋不二當體爲門とは謂く色心乃至受潤虛通無礙能所を隔てざる融妙の三千即ち圓人觀法の大躰を以て直に名て門とするなり然亦等とは然の字上を受けて下を起すの辭謂く上は直に圓人の觀躰に約して三千の當躰を門とす以下は更に法相の廣略に約して義を以て能通所通を立て今の立門の意を簡顯するなり十不二爲能通とは今の十門玄文の法相を要略して行者をして三千の妙理に通入し易からしむるなり十妙爲所通とは玄文の十

妙法相該博にして行者理に通入し難し故に十門の略解に依て能く十妙の廣釋に通入するとを得れば十妙は是れ十門の所通なり問妙即不二不二即妙俱名俱體何分能通所通答今不以鹿妙分能所亦不以名體分之蓋以十妙法相該博學者難入此文撮要徑顯彼意乃以略顯廣以易通難義立能通所通

二料簡此れ能通の言或は能より妙に通し或は權より實に通するの謂あるを以て今の唯一の妙法にして而も能所を分つを疑ふなり俱名俱體とは十妙十門俱に是れ能詮にして俱に是れ所詮なればなり何分等とは能所を分つへからずとなり答述の文は謂く今の題意は十妙を妙とし十門を能となして能所を分つに非ず亦十妙を體とし十門を名となして能所を分つにも非ず蓋以等とは玄文は教義を主とすれば十妙の法相委しく名義を羅列し廣く大小權實に涉れば解行を要するもの三千の妙理に通入し難し今此の十門は一には三千三諦の綱要を撮り二には刹那一念の近要を採

りて廣く諸の法相に涉らす直に實相の一理に就て彼の玄文十妙の意趣を顯すを以て乃ち十門の略を以て十妙の廣を顯し觀し易き一念の近要を以て顯し難き眞性の一理に通入すれば便ち廣略難易の義に依て能通所通を建立すととなり

數至十者蓋從十妙而立雖立門對妙互有多少而不虧本數也此且總明待至釋文更爲點示

三釋十從十妙とは所通の十妙に從て能通の名を立つとなり立門對妙とは十門を建立して十妙に對當するに互に多少あると下五に出すか如し不虧本數とは彼此皆十なるか故なり此且等とは此下講義科を略す一書の講辨科を立て云結前生後と今按するに此且の此總して前の鈔解を指す別して十を釋する文を指すに非ざるへし故に結前の科あるを尤とす總明とは如上の鈔解既に是れ釋題なれば總略して意を示すのみ別文の解釋に至て更に學者の爲に委悉に點示すへしとなり

若欲標述作人者即是荆溪尊者既是後人錄出不可正斥其諱

四示安撰人號方謂十門述作の人を標示せんと欲せば既に是れ荆溪尊者なり(尊者の梵名を阿梨夷と云名義集一三)既是等とは別行の十不二門は後代の人釋籤の中より錄出せしものにして荆溪自ら別行せしものに非ると云不可等とは斥は指なり註不二門に其諱號を指し彰すを以て今之を非するなり

○釋文爲三初總叙立意二從一者去列門解釋三是故十門訖文結構重示此三即擬三分也

釋文は正しく十門を解釋するなり總叙は總括して十門建立の意趣を叙出するなり二從一者は當卷七に係る列門解釋は別して十門を列示し釋成するなり三是故は下卷卅に係る結構重示とは一部の文を總括して再たひ十門述作の意趣を顯示するなり三分とは如上の三段即ち序正流通の三分に擬當すとなり

○初文四初叙前文立述作意又二初叙前又二初叙教廣二初十

妙意

上は大段の母科此下子科を分つ初叙前文とは述門の十妙を叙するなり立述作意とは十門述作の意趣を成立するなり初叙教廣は玄文の教相廣博を叙するなり初十妙意は大師廣く十妙を談するの意趣なり

然此述門談其因果及以自他使一代教門融通入妙故

此文二段となす然此より自他に至ては初舉十妙使一の下二示意然の字上の述門の十妙を受く此の字後の本門に對するの辭を即ち本述二門の中間に於て今の十門を建立せられしなり述門の大意を言は、所化の教益に於て實を究むるにあり蓋し三乘五乘七方便九法界の衆生皆な一極に會入するを云述とは人の往來の足跡の如く以て本地成道已來世々番々に化道を垂れ無數の種熟脱あるを云述に由て理に通ず述の當躰を門とす述即ち門なれば持業釋なり其因果等とは因は境智行位なり果は三法なり此の五妙

を自行の因果となす感應の中應と神通說法は自なり感と眷屬利益は他なり此五妙を化他の能所となす是を迹門の十妙とするなり使一代の下一代五十年所説の法門如上の十法に收め盡す而して四時三教は十法皆隔異す今之を融通して醍醐圓實に會入せしめむか爲の故に迹の中此の十妙を談すとよりされは故の字定て此句の下に屬すへし

然者是也即領上之辭亦信解之語若不信者乃云不然此迹門等者指上玄文所談十妙境智行位因也三法果也感應兼自他神通說法是能化者作屬自也眷屬利益是所化者事屬他也故因等四收十妙盡一代教門所明法相豈過於此今於十義皆用待絶二妙而融會之令無壅礙故云融通入妙

是也如是の略語を領上之辭とは上の玄文に明す所の迹門十妙の理趣を領掌して疑滯なきなり亦信解之語とは上を領掌する所おのつから信解の義を兼ね故に亦と云境智行位は自行の進趣な

るか故に因なり三法は自行の所歸なるか故に果なり感應は能化所化を合論するか故に自他を兼ねるなり神通等とは自は能化を云眷屬等とは所化は他なり故因等とは因果自他の四法に一代所説の十妙の法相を收め盡すなり盡は多類を漏さゝるの辭ろ一代等とは佛所説の法門の相狀復た無量なるを云豈過於此とは義を以て之を收むるに此十妙を出さるを云今於十義とは智者大師玄文に於て法華の意に準して十妙を明し玉ふを云十義と云て妙と云さるは尙十法未開の時を指か故なり皆用等とは相待は隔會の化用を分別して今昔の異を彰し絶待は鹿妙の法跡を融泯して隔會の相を寂絶亡離す此に至て十義皆な極理に稱ふて始めて妙と名ることを得るなり而融會之は彼此の差別を泯亡するを以て融の字を彰し令無壅礙は虚通自在なるを以て通の字を彰すなり

○二凡諸下衆釋意

衆釋は十妙の下の子細の解釋即ち境に七科を立て智に二十智を

分ち行に五行を辨する等是なり

凡諸義釋皆約四教及以五味意在開教悉入醍醐

凡の字玄文一部を総略するの辭を諸の字廣く十妙の中を指す種々の義門を建立すれば義釋と云即ち十妙は佛所説の法相なるに對して七科二十智等は大師の差排なるか故なり皆約四教等とは横に界内界外の利鈍の機に返して修證の途を示すを四教と云豎に權引歸實の調熟の化意を彰すを五味と云意在等とは開教の二字は所開を舉て能開を略し悉入醍醐は能開を舉て所開を略す具に之を言へは應に三教を開して圓實に入れ四味を開して醍醐に入ると云へし今影略互顯して開教入醍醐と云なり

如初理境具有七科一一皆用四教揀之意開藏等俱圓復以五味判之欲開兼等皆妙即使醍醐之外更无餘味如此釋之方稱妙法智行乃至利益各明種種法相無不皆用四教五味判後開之皆成極味

十妙の中境妙初に居す故に如初理境と云所觀の境事理ありと雖とも能觀の智に對して總して理境と云なり七科とは十如十二因緣四諦二諦三諦一諦無諦なり中に於て十如は事理を兼ぬ十二因緣は事境なり餘の五は理境なり妙玄二之下初縁以下に之を明せり皆用四教等とは教に約して權實を簡ふ此れ相待に判を論するなり意開藏等とは權の外に實なきを彰す此れ絶待に開を論するなり復以五味等とは部に約して純雜を簡ふ此れ相待に判を論するなり欲開兼等とは華嚴は兼鹿苑は但方等は對般若は帶今皆泯亡して一極ならしむ此れ絶待に開を論するなり即使醍醐等とは今昔の法跡抵是れ三千實相なるか故なり此れ約部の開權を示す文約教の開權を略す醍醐の上圓實之外更無餘教の八字を加へて看よ如此釋之等とは既に其れ約部約教一代を判開すれば方に能く一切一極に歸する化意を顯すとを得るなり上の八字教廣の所以を示す智行乃至等とは智に二十行に五行等なり結文に皆成極味と云

は此れ部に約して開權を結し上の五味の言に應す上既に四教の言あるときは皆成の上皆成圓實の四字を加へて看よ無きは略せるなり

○二觀心下叙觀略

上は教相の廣博を叙し此は觀法の簡略を叙するなり

觀心乃是教行樞機仍且略點寄在諸說或存或沒非部正意故縱有施設託事附法或辨十觀列名而已

觀は能觀の觀法即ち一心三觀なり心は所觀の陰境自己刹那の一念なり此一念に即して三千の妙境と照すを一家の觀心となす止觀の法門斯の如きのみ教は果上の起用行は因中の造修樞機は緊要の謂そ此二句乃ち初心起教觀を修するの張本たり仍且等とは仍は乃なりヤハリソノナリニと訓す且は一往の辭を略點は簡略に點示するなり寄在諸說は教相諸文の末に附け置くなり或存或沒は有無一定せざるなり非部正意は玄文は教相を主意となせは

觀道は傍意に屬するなり縱有施設は少有を許すなり託事は事相に表託するなり附法は法相に寄附するなり或辨十觀は十乘觀法即ち從行觀なり上の託事附法と共に義例の三種の觀法とするなり列名而已とは祇名相を列ね示して委く其行相を明さるるなり樞即門之要也機謂機關有可發之義蓋一切教行皆以觀心爲要皆自觀心而發觀心空故一切法空即所修諸行所起諸教皆歸空也假中亦然豈不以觀心爲樞機邪然今玄文未暇廣明寄諸文末略點示爾又雖據義一一合有爲避繁文故有存沒如十二因緣境後則有四諦則略蓋有止觀對此明乎教觀旁正如常所說託事則借彼事義立境立觀如王舍耆山等附法則攝諸法相入心成觀如四諦五行等既非專行故十乘不委此即義例約行等三種觀相也樞は門を開閉するの臼にして定て是れ其要なれば即ち云機は多義あり今簡て可發の義を取る故に謂と云一切教行とは一は總なり切は數なり多類を總括するの辭を教行は前の如し皆以等とは

上の句は行に應ず行は理に契ふを意となすか故なり皆自の句は
 教に應ず教は本三觀より起るか故なり觀心空故等とは念頭起る
 處本來情相を離るゝか故に空なり一切諸法も亦皆な情相の取る
 へきなきと我一念の心と異なるとなし即所修等とは因中の修行
 も果上の起教も一法として定實の性なく住着すへきものなきな
 り假中亦然とは假は法の本來物に應して諍はざる徳なり中は法
 の本來能所の對待を絶する徳なり我一念の心本來縁に隨て動く
 か如く一切諸法皆縁と調子を合はするの法ならざるはなく我一
 念の心本來能所なきか如く一切諸法亦皆絶待ならざるはなし故
 に亦然と云豈不等とは一切の教行皆觀心を以て顯はるゝを結す
 るなり然今等とは然の字上の樞機を承く廣く教行の樞機たる觀
 心を明すに暇まあらざる所以は教義を主意とするか故なり又雖
 等とは上は總して玄文一部の觀畧を叙し此下別して諸文の存没
 を示す故に端を改めて又の字を置く據義は觀心を要とするの義

に基くなり一一合有は諸文の中に於てあるへきを云爲避繁文と
 は玄文の主義判教にあるか故に中に於て觀心を委悉にするは却
 て繁雜を成すれば其か爲に觀心釋を存没すとなり如十二等とは
 妙玄二之下^二因縁の境の後には畧して附法の觀心を明せり四諦
 則畧とは同卷^{三四}四諦の中には觀心可知不復記也と云是なり蓋有
 止觀等とは教觀の上の如し旁の字傍と通用す謂く三部所自の
 文に依れば玄義文句は教正觀旁なり摩訶止觀は觀正教旁なり若
 し一家傳通の本意を語すれば三部皆觀道を以て正意とするなり
 詳解上之本^六二百題十一^六往て看よ如王舍者山は經の初佛所住
 の處王舍城を以て所觀の境となし之を己心に攝して三觀を修す
 即ち託事の觀なり攝諸法相とは法門の相狀或は四諦或は五行等
 に寄附して己心の三諦を照す即ち附法の觀法なり既非專行等と
 は教相を主意とするか故なり行の字文に依れば觀行となすへし
 意に依れば從行となすへし講義上卷八を看よ此即義例等とは此

即の語上の託事附法或辨十觀を指す義例は荆溪大師の撰七例を分つ其中喻疑顯正例隨釋草堂總六冊に出つ詳解上之本廿三種の觀法を辨す往て看よ

○二所明下立意又二初重示大部意

此科二號左初叙前より來る立意は述作の意趣を成立するなり重示とは前は一代所説の法相に約し此中は所説の名字に約す故に重の字を置く大部は妙玄なり

所明理境智行位法能化所化意在能詮詮中咸妙爲辨詮内始末自他故具演十妙搜括一化出世大意罄無不盡

文の中所明より咸妙に至ては初就名字示意爲辨より一化に至ては二就數示意出世の下三通結上既に教廣觀略の旨を叙すれば今更に大部の意を示して下の解行の張本とするなり境智行位法は前に言ふ自行の因果を能化所化は前に言ふ化他の能所を此れ亦具に名を列ねて感應神通等と言へきなれども繁文を避るか爲に

但能所と云蓋し義を以て名を攝するなり意在等とは境智等の名字を用るの意趣は能詮の名字即ち境智等とれもく皆一實相に會入するを云詮中は餘の能詮に非るものを簡ふの謂を爲辨の下詮内は直に能詮の名字を指して他を簡はさるの謂を上の詮中と義異なり始末は自行の始末即ち前の五妙なり自他は化他の能所即ち後の五妙なり具演十妙とは釋名の中に於て廣く十妙を説なり搜括は幽遠を探り盡すの謂なり一化は五時施開の旨趣なり出世の下佛の三界に化を垂れ權に引て實に歸するを出世の大意とするなり罄無不盡は出世の大綱十妙の解釋に於て少しも漏す所なきを云

更舉十妙方出其意能化即應並神通說法也所化即感及眷屬利益也此十乃是一代教中能詮名字大部明此意在開顯諸名咸妙故也須辨十者欲收始末自他盡故始謂境等即自行因末謂三法即自行果自他如前若辨此十一一咸妙則了如來出世意盡

文の中更舉より其意に至る二句は初總示文意能化の下二別釋文
義「初の文十妙は即ち能詮の文なり其意は玄文の意趣なり大部明
之とは彼の釋名の中廣く十妙を明すなり開顯諸名とは一代所說
の能詮の名字を開顯するなり辨十は十箇の法數を成辨するなり
始末自他は所詮の法相なり即自行因とは等覺已還は皆在迷の法
相に屬するか故なり即自行果とは極佛所證の法なるか故なり如
前は二紙左を指す一は十妙の名字なり則了等とは了の字次の
不了に對す如來等とは衆生の機根融するときは三五七九齊しく
一佛乘に會入して本有の法躰を究竟するを出世の大意とするな
り

○二故不下正明今述意二初爲成妙解

今述は十門述作の意趣なり爲成妙解は開顯圓妙の解了を開發せ
しめむか爲にすとなり此れ下の妙行を成するの張本となす

故不可不了十妙大綱

此下二の故の字上の出世大意を承く大綱は細目に對するの辭を
謂く四教五味に歷て七科二十智等の法相を辨するの綱目に對し
て十法をして成く皆な妙ならしむる開顯の大躰を指して大綱と
云なり不可不了は了せずして措と能はさるの謂なり

欲知此十皆妙須了開顯大綱即三千世間俱空假中是今經之大
體能開之絕妙境即此故事理俱融智發此故無緣行起此故無作
位歷此故相攝三法究盡此故果滿生具此故一念能感佛得此故
無謀而應神通用此故化化無窮說法據此故施開自在眷屬全此
故天性相關利益稱此故無一不成佛今此十門正示於此若能知
者名發妙解

欲知此十等とは此玄文の十法一一皆妙なるを知らむとならば
且く廣博なる七科二十智等の法相を置て先つ須く一切融攝して
隔るとなき開顯絕待の大綱を解了すへしとなり何をか開顯の大
綱とする謂く三千即空假中是なり三千世間とは謂く十界互に十

界を具して百界千如重々無盡の法門なり世は類別の義百界千如
 其類同しからざるを云間は間差の義法々其自躰を失はざるを云
 俱空假中とは凡そ一切諸法は祇是れ定實の性なうして縁に應し
 て動くの外なし之を具如法性法界實相等と名く法性本來自性の
 見るべきなくして一相も立せざるを即空と云法性本來物と諍は
 す法々自躰を失はざるを即假と云法性本能所の對待を絶して不
 可思議なるを即中と云辭は頓に舒ひざるを以て之を言ふと前後
 すれども祇一法を點するに本來三諦にして一三三一更に前後な
 く隔異なし之を圓融三諦と云始終心要に云此之三諦天然之性徳
 也と是則ち法華の實相能開の絶妙なり今の文大躰は直に三千の
 法體に約し絶妙は待絶隔會の義類を簡ふなり境即此故とは所觀
 の妙境は三千に非るとなし三千は即ち能開の絶妙なり事理俱融
 とは七科の境の中十如は事理を兼ふ十二因縁は但事なり四諦三
 諦二諦一諦無諦は是れ理なり三千の法躰は虛通無碍なるか故に

境として融せざるものなし智發等とは智は境の動用なるか故に
 發と云三諦の妙境のまゝか智と顯はるゝなれば其智造作を離れ
 て智となすべきの自性なければ無縁なり行起等とは法性無作に
 して進趣するを行と名れば起と云性を全ふ修を起せば惑を破し
 理を顯すの念なきか故に無作と云位歴等とは位は行人の所涉な
 るか故に歴と云因に在ても三千の妙躰を離れず果に在ても亦三
 千の妙躰を離れず因果の法躰始終別なきか故に相攝と云三法等
 とは眞性資成觀照の三軌は人々本具の佛性にして極佛所證の法
 なるか故に究盡と云此理究竟して復所作なければ果滿と云生具
 等とは一切衆生從本以來迷に在て此理具足すれども未だ顯はれ
 ず故に具と云生佛躰同じければ機を成すると速疾なるか故に一
 念に能く感ずることを得るなり佛得等とは諸佛は三千の理已に
 顯るれば得と云理具の躰に稱ふて任運に化を施すか故に無謀而
 應と云神通等とは神通は佛の事業なれば用と云天然の慧性化復

化を作して化々無窮なり説法等とは説法は必ず理に由て起れば
據と云理は本來權實の性を離れて而も權實の用を爲すか故に施
開自在なり猶虚空の丈尺を離れて而も丈尺を妨げざるか如し眷
屬等とは在迷の所化三千の法躰改まるとなれば全と云能所躰
同きか故に感應常に相關るは猶父子の天性同血相關るか如し利
益等とは利益は必ず三千の實理に會入するか故に一機も成佛せ
ざるものなし無一不成佛の文方便品大偈に出つ文句二五に係る
今此等とは十不二門に明す所祇専ら如上の妙旨を顯すにありと
なり若能等とは上言ふ所の三千三諦の大綱を會得する者は玄文
に明す所の開顯圓妙の解了を發すと名くとなり

○二故撮下爲成妙行

今此の十門を以て止觀の觀法と其旨を同ふし玄文託事附法の妙
行を成就せしむるか爲にすとなり

故撮十妙爲觀法大體

撮は十妙の大綱なる三千三諦を簡ひとるなり觀法大躰とは止觀
の十乘觀法の大躰となすとなり蓋し十乘は行者の修法能依の別
相なり別相とは初め觀不思議境より乃至無法愛を上中下根に配
當して十箇の行相同しからざるを云三千は所依の總躰なり總躰
とは初め不思議境を觀するより乃至無法愛未だ暫も三千の妙法
を離れざるを云又玄文の託事附法は所成の行相なり所成とは十
乘の爲に成就せらるゝものを云止觀の十乘は託附か爲の能成の
行躰なり十乘を以て能く玄文託附の妙行を成就するか故なり講
義上十を看て其旨を了すへし

言觀法者十乘也應知止觀十乘是別論行相而一一乘不離三千
即空假中故云觀法大體

文三初釋文三初正釋十乘也とは天台智者法華三昧を證得して深
く佛意を了悟し玉ひしより譬喩品の大白牛車遊於四方直至道場
の喩に準して建立するものにして吾人日用の觀躰なり即ち上舉

示する所の義例三種の觀相の中の從行觀と云もの是なり別論行相とは上中下根の行相を分別するなり謂く初の觀不思議境は大車の總鉢即ち觀行の本鉢にして上根の機類は此乘に於て速に無明の惑を破して實相の寶所に到ることを得るなり次に眞正發心より第七對治助開に至ては大車に附屬せる諸の調度即ち行法の軌則にして中根の人は更に之を用ゐて初住の正位に進趣するなり第八知次位より去ては大車の涉りゆく軌路を妨碍する土石等を除却するの謂にして即ち行者進趣の用意なり下根の輩は具に之を用ゐて修證を成就す止觀五之一初已下を讀て其旨を了すへし不離三千等とは三千三諦は十乗か家の所依の總鉢なり故に不離と云

義例云散引諸文該乎一代文體正意唯歸二經一依法華本迹顯實二依涅槃扶律顯常以此二經同醍醐故

二引證義例は所依正教例隨釋一十に出つ散引諸文とは散は廣な

り謂く大師觀行五品位の樂說無碍辯幸に修多羅と合す故に經文を引用し玉ふこと一代諸經を該羅して自在無碍なり文鉢正意等とは止觀一部の主質は法華涅槃の二經に歸すととなり一依法華等とは三千寶相を鉢とする十乘觀法等は本迹二門の開權顯實に依て建立するなり事を以て理を助くる二十五方便等は涅槃の扶律談常に依らざるを得ざるなり以此二經等とは法華は根敗の二乗を會して十界皆成佛の妙旨を顯し涅槃は難治の剛提を治して一切衆生悉有佛性の深理を究む其部旨大に同じければ一家は二經同醍醐味となして合して一時と立るなり摩訶止觀既に醍醐一實の二經に依れば三千三諦を以て一部の大鉢となすと知るべきなり

是知用此十妙絕待之義爲觀體者方譬日光不與暗共

三結歎用此十妙等とは一代所說の境智等の十法今の經に至て開會して皆な一極圓妙ならしむる絶待不可思議の理を以て止觀の

觀跡とするなり方譬等とは蓋し爾前の圓教は部皆偏權を帶すれは燈炬星月の暗と共に住するか如く法華の開顯は唯一妙乘なれば日光の諸暗皆破して照さるる所なきが如しとなり

又此三千法門徧於諸法若色若心依之與正徯生諸佛刹刹塵塵無不具足

二指示法跡二初明諸法圓具三初泛示諸法又此等とは上は總して十妙の大綱を述ぶ此下更に一念の近要を取て易きを以て難きに通するの旨を明す故に端を改めて又の字を置く三千法門等とは法々融通し一多相入するを以て三千となせは即ち三千の當跡を門とす別に所通の理ありて三千を以て能通とするに非ず若色若心は自己の五陰を指す依之與正は他の生佛の二法を指す刹刹は依報にして大を占るものなり塵々は依報にして尤も小を占るものなり無不具足は一多互に融し互に攝するか故なり

故華嚴云如心佛亦爾如佛徯生然心佛及徯生是三無差別

二引經證華嚴は夜摩天品如來林菩薩の偈舊華嚴十一十に出つ如心佛亦爾は心を以て佛を例するなり如佛衆生然は佛を以て衆生を例するなり心佛及衆生等は迷悟同一三千なるか故なり蓋し自己一念の跡本來法性の實なふして動くの外なければ世間の工なる畫師の種々の色相意匠を寫し出すか如く之を以て衆生法佛法を例するに衆生は業に由て十界の苦樂を實造し佛は應を起して十界の苦樂を權造す皆法性の實なふして動くに非るものなければ迷悟生佛は本來平等一際不可思議なるか故に心を以て生佛を例顯して三法無差を成するなり

故今家釋經題法字約此三法各具三千互具互融方名妙法

三更示能絕妙今家釋經等とは妙玄二之上四廣く三法に約して法の字を釋す往て看よ各具三千とは當跡全是を具と云亦即と云箇中物あるか如きの謂に非るなり三千とは十界互に十界を具すれば百界なり百界各々十如を具すれば千如なり之を五陰世間十界

の報質即ち善惡の因に酬ふて發現する實法なり(假名世間)十界報質の上に於て彼此の差品を辨するが爲に假に種々の名を設く所謂地獄畜生乃至佛界なり(國土世間)上は能依の正報國土は所依の住所即ち依報なり(の三世間に歷く之を三千世間と云蓋し三千は法の融攝を顯すの法相にして其實は色心依正皆咸く三千ならざるものなければ則ち無盡不可説の法門にして頭數に名くる唯識の五位百法俱舍の三科七十五法乃至世間算數の法の類には同しからざるなり

然雖諸法彼彼各具若爲觀體必須的指心法三千

二正指心法三初正示諸法各具は祇是れ法々融攝するを云なり若爲觀躰等とは前右に觀心乃是教行樞機と云か故なり觀躰は用觀の大躰を云必須の二字は心法を觀するの意至つて切なるを彰す的指とは的は射るもの、目標を定境は射を習ふもの、的を定るか如し故に的指と云心法三千とは自己陰妄の當處本來十界の諸

法を具して佛と平等なるを云即ち己心を目標として射るを習ふ其近要なると知るへし

故玄文云佛法太廣初心爲難心佛及衆生是三無差別觀心則易

二引證二初簡難易玄文は二之上^{四十}に出つ玄には差別の下者の字ありされは差別なければと訓す四明は然雖各具と云へは差別なければと訓するなり義稍々異なりと雖も意違ふとなし極果は三千の理究滿するか故に佛法太廣と云有情は限量なきか故に衆生法太廣と云初心爲難とは觀行已前智未だ深からざるか故に高廣の境は取て觀境となし難し是三無差別は迷悟同しく三千を具するか故なり今の文差別の下者の字なく四明既に然雖といへは差別なきと訓すれば義理穩當なり觀心則易とは自己の陰心は手近ふして且つ要なればなり

又義例云修觀次第必先內心

二箇「傍正」今の又の字増加の義なり端を改むるの義に非ず義例は心境釋疑例隨釋四冊に出つ修觀次第等とは法躰は本來色心不二内外融泯すと雖とも初心迷に在て未だ顯はれざるか故に近要に従て所觀の境を定むれば必ず先づ自己陰妄の一念を取るへしとなり機宜不同なるか故に亦餘の外境を以て所觀とするを遮せず復た觀智熟するものは諸境に歷て隨て觀を用うるとを妨げされとも初心の行者通途通途とは百人か百人に推し涉りて之を云の觀境は正しく内心に在るとを彰はして必先と云なり

今家凡曰觀心皆此意也

三結示「文解すへし

故今文中撮乎十妙入一念心十門示者爲成觀體故也

三示「述作意三初示與止觀同觀躰」今文は總て不二門一部を指す別して此段を指すに非ず撮乎十妙等とは十妙の大綱なる三千三諦をつまみとりて自己一念の心に收め入るゝなり十門示者とは十

妙を十門となして巧に點示するなり爲成觀躰とは止觀の一念三千の觀躰を成就して玄文託事附法の妙行に換ゆるなり故に止觀は能成玄文は所成にして義自ら能成所成を論す其義下に至て顯示せむ蓋し前の境等の五妙に於て今の四門(色心内外修性因果)を建立し自行の因果十乘の觀躰となし後の感應等の五妙に於て今の六門(染淨依正自佗三業權實受潤)を建立し以て化佗の能所起教の觀躰となす始終皆心法を以て門と爲るなり

若不爾者何故節節唯約心說豈塵刹生佛而不具邪

二斥「山外偏執心具」豈塵等とは三千の法門は依正色心融攝無碍なり何ぞ唯心具のみならんや然るに孤山の如きは偏に心具を執して色に三千を具するとを許さず天台性惡の法門渠か爲に塞かる故に今之を破す色具三千は圓談の極則古來一箇の論目たり二百題十二冊を看よ

若不見此全失今文述作之意也

二結別指心中成觀體至失今文等とは今文は不二門一部なり蓋し陰心に即して三千を顯すの旨を了せずひは荆溪十不二門を述作するの意趣は全く五里霧中に隠没せむとなり

○二若解下例後義彰法理無殊二初例本妙

此科二號左初叙前文より來る例後義とは前の述門の十妙に對し望めて後の本門の十妙を比例す蓋し前を所例となし後を能例となす法理無殊とは法は本迹の十妙及び名等の五章なり理は三千即空假中の妙理なり久近一なるを無殊と云蓋し法の無殊は義に約して本文の異耳義一何殊の言を彰す理の無殊は體に約して本文の不思議一の言を彰はす詳解に本迹十妙名等五章自他因果之法三千妙理無殊と云若し爾らは唯理體の別なきを辨して法義の異なきを辨せざるに似たり更に考よ

若解迹妙本妙非遙應知但是離合異耳因果義一自他何殊故下文云本迹雖殊不思議一

妙玄九之下八册云唯觀方便之迹理本理自顯とされは深く述門の十妙に通達すれば本門の十妙隨て顯るへし何ぞ遙遠となすへきや本門の十妙は玄七之上六册已下に之を明す應知の下本迹の十妙は但是れ法相の開合のみ因果義一は且く前の五妙に約して云を自他何殊は自は能化なり他は所化なり此更に因果義一を以て後の五妙を例するなり下文は玄文七之上七册に出つ上の因果自他は能依の法相なるか故に更に本迹理一の文を引て所依の理體も亦異なる旨を顯了にす本迹雖殊は久近の化用の同しからざるを云ふ不思議一は三千即空假中の法體は彼此別なきを云なり

若本若迹各論十妙而不同者但是互有離合故也迹因具明境智行位四者離因故迹果唯明三法一妙者合果故本中不云境等唯明一本因妙者合因故本果之外更立本國土本涅槃本壽命者離果故故知唯云因妙必具境等唯云三法必具國土等若知因果不殊自他豈應有異以本初坐道場時亦徧赴物豈不現通說法豈無

眷屬獲益邪應知久近雖異皆以三千俱空假中而爲大綱故云不
思議一

若本若迹等とは迹の十妙は上に出すか如し本の十妙は下に釋す
るか如し而不同者等とは因果自他の法相或は離開し或は會合す
るか故なり迹因具明等とは迹門は所化の教益に於て實を顯を正
意とするか故に因を離開して境智行位の四となす迹果唯明等と
は習果報果を合して三法妙の中に置なり本中不云等とは本門は
能化の實事を顯すを正意とするか故に廣く境智行位を分別せず
して唯一の本因妙として境等の四因を收るなり本果之外等とは
本果は是れ本地究竟の智徳即ち極佛の習果なり本國土は本地成
佛の時取る所の依報清淨無垢の境界なり本涅槃は本地所證の斷
徳なり本壽命は本時住世の長短已上の三は是れ極佛の報果なり
本門既に能化の實事を顯すを意とすれば果を離開して四とする
なり故知唯云等とは唯本因妙を云へは必定して迹に所謂境智行

位を具し唯三法妙を云へは必定して本に所謂國土涅槃壽命を闕
かす若知因果等とは若し自行の因果本迹異ならずと知れば化佗
の能所も亦本迹別なきとを知るなり以本初坐等とは本地初成道
の時も必定して感應の因縁あるを以て亦神通說法眷屬利益を闕
かさるなり應知久近等とは化用に於ては遠近ありと雖も俱に三
千即空假中を以て大體とすれば本迹二妙其體異なるとなしとな
り空假中は理體の名なり

○二況體下例四章

釋名を以て體宗用教を比例するなり釋名は所例四章は能例其義
前に同じ

況體宗用祇是自他因果法故況復教相祇是分別前之四章使前四
章與諸文永異

釋名の章の本迹尙一なるを以て下の四章を比例するなり中に就
て三千實相を經の正體とし一乘の因果を經の宗趣とし斷疑生信

を經の力用とするなり。祇是自他等とは自は能化者の修證、他は所化者の修證なり。故に自他の因果の法と云前の自行の因果、化他の能所と自他因果と云と其義同し。からす況復教相等とは體宗用の三章は尙是れ自他の因果なる耳。故に下の教を例するなり。使前四章等とは四章は釋名辨體明宗論用なり。諸文は爾前の諸教なり。永異は法華の待絶二妙一代に超過するを彰すなり。具に鈔に彰る如上所明二十重妙皆是釋名而含體等以釋名是總三章是別總總別故。

又二段に分つ初釋況躰等三初以總別示例三章所以皆釋名等とは本迹の十妙は玄文釋名の章に明す所にして其中自ら躰宗用を含蓄す。蓋し釋名は是れ總稱躰宗用は是れ別義なり。總稱若し別義を含蓄せずは總稱と云へからす。故に總は必ず別を合ひ此義証ふへからす。

且十妙中境即是體智行位法是宗應等三妙是用感及眷屬既獲

利益必合從因至果還起利他之用亦具體等

二示文義「且十等とは今本門の十妙を置き但迹門に約す故に且と云境即是體等とは此れ能化者即ち自の因果を示す感及眷屬等とは此れ所化者即ち他の因果を示す

故云祇是自他因果法故

三結文の如し

又名等四章皆是被下之法即屬教也而須以相別其體妙今之四章出前三教四時之上復能開前令皆圓妙

二釋況復等二初釋文「名等四章等とは四章の言詮は總て是れ聖人機に蒙るの法門故に教に屬するなり而須以相等とは權實兼獨等の相狀を以て四章の言詮をして覽て之を分たしむ蓋し教は言詮の自體相は體上の義用なるか故に教相の名は教か家の相依主釋にして教即ち相なるに非れは持業釋にあらず今之四章等とは法華開顯の名體宗用は高く三教四味の上に出つ此れ相待に判を論

するなり復能開前等とは四味三教の權情を除て三教をして皆圓
ならしめ四味兼帶の龜をして皆醍醐一實の妙ならしむ圓の字教
に應し妙の字部に應す部と教と權實融混して物の待すべきなし
此れ絶待に開を論するなり

故永異之言合其待絶以唯今經能徧開故

二箇永異義「永異之言合其待絶とは常途經旨に約して但相待の義
を以て永異とするに同じからす今は教相に約するか故に爾前の
待絶を具せざるに望めて法華の待絶を具するを彰すなり已上二
句正しくは永異の義を簡ひ暗に示珠指及び註不二門唯相待及び本
門の永異諸經に約して解をなすを斥ふなり以唯今經等とは法華
は教に約し部に約して廣く四時三教を開會するを彰すなり

○三若曉下別示妙體令解行俱成三初指妙歸心

此科二紙左叙前立述より來る別示妙體とは別して心法妙に就て
十妙の大體を指示するなり解行俱成とは上に妙解妙行を分て二

段となして示す今並に之を成就せしむ故に俱成と云指妙歸心と
は妙體を指示して心法に攝歸するなり

若曉斯旨則教有所歸二期縱橫不出一念三千世間即空假中理境
乃至利益咸爾

文の中初約部教總示理境の下二擧法相別例若曉とは了せずは
已みなむの反語を斯旨とは謂く上に一代の部教を開して妙を成
し及び本述の五章皆な十妙と異なるとなきの義旨を指すなり教
有所歸とは三千の妙體諸法に徧すれども今は別して自己の一念
に就て觀を用うるを云所歸は一代教法の歸趣する所祇た己心に
ありとなり一期縱橫とは乃ち釋尊一代五十年の説法なり五時は
權に引て實に歸する化意を彰す故に縱なり四教は機に逗して益
を施す教法を示す故に横なり不出一念三千等とは施權開權の自
在なるは本と諸法を融攝する三千の妙理に由るか故なり一念は
自己陰妄の迷心是れ今の所觀の境なり三千は諸法を融攝して色

心無礙是れ今の能觀の觀法又是れ所顯の法門なり即空假中とは三千の妙境本來一切の情相分別を離るゝは即空なり本來縁に隨て用を異にするは即假なり本來能所の對待を絶するは即中なり理境乃至利益は十妙の法相を擧るなり咸爾とは上の施開の化用一念三千を出さるに例同して十妙の法相をれもく一念三千に結歸すとなり

三千妙體爲教所歸故一期之内五味傳傳相生故縱四教各各趣理故橫而所詮法雖有顯覆準今經意未嘗暫離三千妙法

鈔の文三段に分つ初釋文二初就三千通明義文の中五味は化儀は次第に調熟するを云傳々は初後相由て出生するを云四教は化法は機に對して化を設るを云所詮法とは能詮の名字に對して云そ顯覆とは法華と圓教とは理を説こと眞實なれば顯と云四味と藏通別とは實理を隠すか故に覆と云此れ所詮の法の權實能妙を判して云ろ未嘗暫離三千妙法とは五味四教果して是れ何物を未離

の言たる教は必ず理に由て起ることを彰す三千本一切諸法圓融徧入して獨り心法に局らす故に一念を省て只た三千と云三千具に論すれば則ち百界千如なり故に法と云て理と云はさるなり
又雖諸法皆具三千今爲易成妙解妙觀故的指一念即三法妙中特取心法也

二就一念別示意又雖とは上は通して三千に約して義を明す此下別して一念に就て意を示す故に端を改めて又の字を置く此れ下に山外の謬見を破し一家の正統を建立するの張本となす諸法は十界迷悟の色心なり今爲易成等とは今の十門述作の意三千即空假中の妙解妙行を成就し易からしめんか爲に難を去て易に就き遠きを措て近きに從ひ在迷一念の陰心を指して觀體となす即ち妙玄三法妙の中佛法衆生法の高廣を措てとりわけ心法妙に就くとなり心法妙は玄義二之上四十を看よ

應知心法就迷就事而辨

二對二師委辨二念三初立自義二初判心法屬迷事就迷とは迷悟は法に約して云そ就事とは事理は義に約して云そ是れ心法は迷事にして悟理に非らずと判断するなり

故釋籤云眾生法一往通因果二往唯局因佛法定在果心法定在因

二明所以三初據籤爲因對理非因果示屬事釋籤は二之上七に出つ今の文玄籤を合せ引く故に下二十卷の鈔に玄文と云玄に曰若廣衆生法一往通論諸因果及一切法若廣佛法此則據果若廣心法此則據因と籤に曰然衆生義通故云通論若其通論義非究竟故云一往一往雖通二往則局不通於佛及唯在因佛法及心不云一往者佛法定在於果心法定在於因と定在於因の語心法は自己の陰妄なること白日青天なり已上二の定の字衆生は一往因果に通するに簡ふ

若約迷悟分之佛唯屬悟二皆在迷復就迷中眾生屬他通一切故心法屬己別指自心故

二更簡迷悟己他顯屬迷中自己若約迷悟等とは釋籤に曰因果既彰屬事と故に更に心と衆生とは迷に屬することを彰して四明自ら此判を加ふ復就迷中等とは一家の解釋多く己心と云故に心法を衆生に望るに斷として自己に在ることを彰して更に此判を加ふ一切は廣く九界に涉るの言自心は行者在迷の陰心なり
四念處節節皆云觀一念無明心止觀初觀陰入心九境亦約事中明心故云煩惱心病心乃至禪見心等及隨自意中四運心等豈非就迷就事辨所觀心

三引諸文通證迷事四念處は四八十同廿に出つ上に迷悟事理の判あり此下引て心法の迷事を證成す中に就て四念處の釋明かに無明と云心法は定て迷事なること知るべきなり止觀は五之一五十に出つ止觀所觀の十境初め陰入境より菩薩境に至るまで其法既に各別非行非坐三昧の中亦四運未念の心欲念の心正念の心念己の心之を四運と云の生滅を推檢す心法は定て迷事なると復知へき耳

陰入とは具には陰界入境と云五陰十二入十八界即ち吾人現前の重擔迷妄の境を取て所觀とするなり九境とは陰境に次て煩惱、病患、業相、魔事、禪定、諸見、増上慢、二乘、菩薩の九境を明す中に就て止觀は一夏に敷揚し二時に慈愜すとて智者大師一夏九十日を期して説き玉ふものなるが諸見境を説き訖るの時已に一夏滿するを以て夏末に託して法輪轉するを停め玉へり依て上慢已下の三境は之を説き玉はされとも最初既に其大要を開示するか故に意を得て之を考ふれば通曉せさるとなし亦約事中とは九境も亦皆迷事の法に屬するか故なり及隨自意等とは隨自意は上言ふ四種三昧の中の非行非坐三昧なり四運心は上に出せり止觀二之三初委く之を明す就迷とは四念處既に無明と云か故なり就事とは止觀既に煩惱及四運等と云か故なり辨所觀心とは上に引く所の解釋皆迷事を境とするを明了なり豈山外諸師の如く直に眞如心を取て初心の觀境となす可むや

有人解今一念云是眞性恐未稱文旨何者若論眞性諸法皆是何獨一念又諸文多云觀於己心豈可眞理有於己他

二破他謬二初舉二師謬畧斥三初舉源清解有人は源清の示珠指下九に出つ解今一念とは今の文の一念三千の一念を認り解するなり云是眞性とは一念は是自己在迷の陰心なるを了せず直に眞心法性と謂なり未稱文旨とは今の十不二門迷事に即して三千を顯す深妙の旨趣に乖くを云何者の下其所以を釋成す若論眞性等とは若し眞心法性を論せば十界迷悟の諸法絶待外なし是則ち能觀の觀法亦是所顯の法門なり之を以て直に初心の行者所觀の境となす可らず諸文等とは當卷八に曰但識一念遍見己他生佛乃至況己心生佛寧乖一念と別行玄二六十一に曰此境復爲二所謂自他者謂衆生佛自者即心而具と此等既に他に對して自と云ひ己と云生佛に對して心と稱す自己在迷の一念に非ずして何そや
更有人全不許立陰界入等爲所觀境唯云不思議境

二舉宗昱解不許立陰等とは宗昱の註不二門五十に出つ此師本と山外の徒に非れども其立義全く山外と相類す故に併せて之を辨斥するなり

此之二師灼然違教

三結斥灼然違教とは分明に天台一家の教文に乖角するなり

且摩訶止觀先於六章廣示妙解豈不論諸法本眞皆不思議然欲立行造修須揀入理之門起觀之處故於三科揀却界入復於五陰又除前四的取識陰輔行又揀能招報心及以發得屬於下境此是去丈取尺去尺取寸如灸得穴也乃依此心觀不思議顯三千法乃至貪瞋等心及諸根塵皆云觀陰入界及下九境文中揀判毫末不差豈是直云眞性及不思議

二廣破違教失三初示違止觀二初示昧揀境文止觀は五之一初已下を指す先於六章とは止觀の六章開して十科となす大意釋名、鉢相、攝法、偏圓、方便、正觀、果報、起教、旨歸なり中に於て釋名乃至方便の章

専ら教門の權實を分別解釋して權を簡て實を取り一乘圓妙の解了を開發せしむるを要す蓋し發心僻越すれば萬行徒に施す教義の容易ならざる學問の輕々視すへからざる是に於て深く思惟すへし今人些の識見を自負して動もすれば義學を輕ひし却つて喋々筆頭を弄する者あり何ぞ夫れ一闢提の甚しきや豈不論諸法本眞等とは不論は論なり論せさらむやと訓す蓋し解了は縦ひ眞理を究竟して名字の佛智を開發するも祇是れ教に依つて理を了するのみにして自己の迷心を修むるの法に非す故に直に諸法本眞を語するは此則ち開解にして立行に非るなり文の中本眞は示珠指に應し不思議の語は註不二門に應す然欲立行造修等とは行は解に依て心を剋すれば必ず一法より入る故に須らく入理の門起觀の處を簡ふへし立行の語は觀行を成立するを云造修は造詣修治なり上の二語は即ち立行なり入理之門は修行は必ず因より果に至るに約して豎に望むるなり起觀之處は立行は必ず能觀所觀

を辨すへきに約して横に望るなり故於三科等とは止觀五之二五卅廣く三科の揀境を明す今略して之を引かひ曰今當去丈就尺去尺就寸置色等四陰(受想行を等す)但觀識陰識陰者心是也と輔行に之を釋して曰陰界入三(五陰十二入十八界)並可爲境寬漫難示故促指的零二就陰如去丈就尺略四從識如去尺就寸以由界入所攝寬多(十八界十二入の中は具に七十五法を收む)陰唯有爲(五陰は三無爲を除て唯七十二の有爲法を收む)有爲之中義兼色心故置色存心心名復合心及心所今且觀心王置於心所故初觀識と此れ止觀に圓頓行者所觀の境を定むるの要文なり輔行又揀等とは文に能招報とは生得の強き善惡の心必ず能く未來の果報を引起するもの即ち等流の陰なり(等流とは善惡の流類を等ふするものを云)今の所觀の異熟無記と異なり(異熟とは因は是れ善惡にして果は是れ無記異にして而も成熟すれば異熟と云蓋し因は必ず善惡の差異あるも果は人天若くは三惡趣其果報の一期相續する處は利害得失に關

るものに非れは無記なり止觀所觀の境は正しく此異熟の陰心を取なり(等流の陰は自ら下の六之四卅破法徧を明す中の歷餘一心及ひ例餘陰入の所觀に屬す廣くは彼に就て看るへし)剋示境躰、歷餘一心、例餘陰入、歷緣對境、之を止觀揀境の四科と云上の報陰無記は即ち剋示境躰なり(文に及以發得とは妙の三觀に激動せられて強盛なる過去の煩惱及ひ病魔等を發起するは自ら下の九境(十境の名相上に出せり)に屬す八之一初下に之を明せり去丈取尺等上に止觀を引か如し乃依此心とは上言ふ所の三性の中の無記の第六意識を取て所觀とするなり觀不思議顯三千法とは此二句正く用觀を示す中に就て初の句は是れ能觀の觀法次の句は是れ所顯の法門なり乃至貪瞋等心とは陰境は觀不思議境の中に之を明し歷餘一心例餘陰入は下の破法徧(十乘觀法の第四段)の中に之を明す故に乃至と云貪瞋等心は六之四卅歷餘及ひ例餘の中を指す及諸根塵は七之四四十乘の後に明す所の歷緣對境是なり及下九境

等とは八之一初煩惱病患等の九境を明すを指す豈是直云等とは
上出す所の止観前後の諸文皆是れ迷妄の事相なること明了なり
豈之を以て直に眞理となして所観の境を定むへけむやとなり

問常坐中云以法界對法界起法界安心中云但信法性不信其諸
及節節云不思議境今何不許

二委辨二境論迷二初舉順他計文微難常坐は四種三昧の一止観二
之一八に出つ文既に以法界乃至起法界と云是れ豈直に眞理に約
するに非すや安心發大心の文なり四明暗記の失歎は十乗の中の
巧安止観の章なり其中既に但信法性と云ひ及び十乗の文の中處
々に不思議境と云誰か之に反して立陰觀妄を主張すへけむやと
なり

答此等諸文皆是能觀觀法復是所顯法門

二釋通三初畧判文義能觀々法は智解理を照すを云此れ上の觀不
思議に應す所顯法門は智に由て顯發するなり此れ上の顯三千法

に應す蓋し三千と云ひ不思議と云豈陰妄の境ならむや

豈不讀輔行中分科之文先重明境即去尺取寸文也次明修觀即
觀不思議境等十乘文也況輔行委示二境之相非不分明豈得直
以一念名眞理及不思議邪

二舉文示二境相輔行の分科は五之二廿に出つ先重明境は即ち上
に舉る所の丈を去て尺に就き尺を去て寸に就く揀境の文なり次
明修觀は五之三二に出つ即ち上に舉る所の觀不思議境等の十乘
の文なり揀境既に尺を去て寸を取り専ら在迷の第六意識を以て
所觀となす眞理は本來絶待法界なり豈去取を論すへけむや觀法
既に不思議と云即ち是れ圓頓の教理に依て顯るゝ所の妙觀妙境
なり妙法豈妄識と一混すへけむや委示二境とは上の陰境妙境を
詳説するを云荆溪既に二境を分判すると恰も白日青天なり誰か
現前一念の妄識を指して直に眞理及び不思議となして觀境を定
むへけむや

應知不思議境對觀智邊不分而分名所觀境若對所破陰等諸境故不思議境之與觀皆名能觀

二詳辯兩重能所四初示照妄即具處義自含兩重應知之二字清昱二師の只一の不思議其義本能觀所觀に通ずるとを知らざるを勸誡するなり不思議境對觀智邊とは三諦の妙境を一心三觀に對望するなり不分而分名所觀境とは不分は境智本一體なると猶光と火とは祇是れ一の燈なるか如し而分は境智の二用は猶燈火は能く光を放ち燈光は能く火を見するか如し妙境の燈火能く妙智の燈光を放ち妙智の燈光能く妙境の燈火を見せしむ境智本一體にして而も妙境を以て所觀となす之を思て了知すへし若對所破陰等諸境とは此妙境妙觀を以て合せて凡夫當分の妄境に對望するなり不思議境之與觀皆名能觀とは妙境妙觀共に圓頓の教證に依て了達する所にして本より凡夫迷情の識度より成立つものに非ず故に妙の境智は迷事の陰入等の十境に望むれば是れ能觀能破の

法門にして所觀となすへからす此旨下の譬喩に顯る

故止觀云譬如賊有三重一人器械鈍身力羸智謀少先破二重更整人物方破第三所以遲廻日月有人身壯兵利權多一日之中即破三重輔行釋云約用兵以譬能所今以身壯譬圓三諦兵利譬圓三止權多譬圓三觀械等並依身力故也上皆輔行文也豈非諦觀俱爲能觀邪

二引文釋成止觀は六之三十三に出つ譬の中賊有三重は見思塵沙無明の三惑即ち迷事の法を譬ふ一人は別教の行人を云器械鈍は次第の三止を譬へ身力羸は隔歴の三諦なり智謀少は次第の三觀なり先破二重は偏空偏假の二觀先つ見思塵沙の二惑を斷するなり更整人物は空假二邊の外別に中道觀を修習するなり方破第三は初めて無明の惑を破するなり遲廻日月は多劫を経て初地を證するなり有人は圓教の行人なり身壯は圓融の三諦を譬ふ兵利は妙の三止なり權多は妙の三觀なり一日之中即破三重は一生一念の

中に能く圓に三惑を破して初住を證するなり輔行の釋は解すへし豈非諦觀等とは鈔主上の止觀及び輔行の文意を釋成す謂く身力を賊に望めて能破となす器械と權謀とに望めて所依となす故に圓妙の三諦を所破の陰境に望れば能觀となし能照の智に對すれば所觀となす既に器械及び權謀身力を賊に望むれば共に是れ能破なるか如く三諦三觀を所破の陰妄に望むるに共に是れ能觀に屬すとなり

今更自立一譬雙明兩重能所如器諸淳朴豈單用槌而無砧邪故知槌砧自分能所若望淳朴皆屬能也

三更示兩重在「一時」自立一譬とは上の止觀の譬に準して鈔主自ら譬釋を設くるなり雙明兩重とは雙明の語兩重一時に在るとを影す如器諸淳朴とは淳朴は鍍金なり冶鑄して以て器具となすへし豈單等とは槌砧相依て之を擊たすむはあらず故知等とは槌は擊つもの砧はうたるものなり故に能所を分つと云此の槌砧相依

て能く淳朴を變して器具となすとを得れば槌砧共に是れ能に屬するなり以て三諦三觀相須ひて三惑を破すれば所破の陰妄の諸境に望るに諦觀共に能觀に屬するを譬ふ其旨瞭々として惑ふへきなし以て圓人の觀行妄即具と體達する處其義自ら兩重の能所を成する所以を了すへし

智者以喻得解幸可詳之皆為不辯兩重所觀故迷斯旨

四勸誠以喻得解は法華譬喻品の文に基く皆為不辯兩重所觀等とは應に知るへし妄即具と達する稱性絶待の一念頓に兩重の能所を成して惑として破せざるなく理として顯れざるなし山外の諸師斯の妙旨を了せず故に所觀を論して是れ具心と云ひ自ら別教の緣理斷九妄の外に眞を求めるの不了義に墮するを知らず悲ひ哉上に兩重能所と云ひ此に所觀と云は山外の謬本と所觀に在るか故なり斯旨は圓人陰を立て妄を觀するの義旨なり

又若不立陰等為境妙觀就何處用妙境於何處顯

二示違圓頓旨三初示在迷棄妄即具妙觀不立文の意は行人の全體本來迷に在るか故に迷妄の當躰を棄て、別に真心を求めは即具の妙觀之を修するに處なく三千の妙境之を顯すに處なけむとなり故知若離三道即無三德如煩惱即菩提生死即涅槃玄文略列十乘皆約此立又止觀大意以此二句爲發心立行之體格豈有圓頓更過於此

二示妄即眞爲圓極談若離三道等とは三道は煩惱業苦即ち迷事の妄用なり三德は法身般若解脫即ち悟理の果徳なり蓋し理具の三千迷悟因果齊しくは法性なるか故に若し三道を離れては三徳なきなり如煩惱等とは淨名經に曰一切衆生是菩提相とは是れ煩惱即菩提を説なり又曰一切衆生是涅槃相とは是れ生死即涅槃を説なり玄文は八之下廿已下明入實相門の解釋を指す止觀大意は十三號に出つ大意も亦此二句を以て圓人の發心修行の大體正格となす豈圓妙頓極の此二句に勝るものあらむや蓋し即は本と離に由る

眞と妄とは法體本同ふして迷悟其用を異にす故に迷者の妄りに義用を認めて法を隔るに對して即の言に寄つ法體の二なきを顯す若し夫れ義用の異なるを置て直に眞心を指さは何ぞ復即の語を用うるとをせむ學者此に於て擇法眼なくむはあらざるなり

若如二師所立合云菩提即菩提涅槃即涅槃也

三示不分眞妄即言無義二師は源清宗昱なり此二師直に眞性不思議となして立陰觀妄を許さす果して爾らは眞と妄とは其法牛角の如く各立して融するの期あるへからず煩惱即煩惱亦是れ菩提即菩提にして即の言ありて即の義全く無し圓妙の解行は五里霧中に彷徨し去らむ而して彼自ら一家の宗意を得たりと誇るは何そや

又引常座中起對俱法界者今問法界因何有起對邪須知約根塵識故方云起對法界故義例釋此文云體達觀修若起若對入不出法界成不彼有約理約觀約果三義此文正約觀行辨也

三依文辨邪正二初依所難文辯邪二初示常坐文本顯妄即眞法界因何等とは法界の言は絶待外なきを顯す更に何等の義を存して尙起對を論し能所を建立するやとなり須知の下釋成す蓋し六根を能緣とし六塵を所緣とし根境和合して能く六識の妄情を發動す是則ち起對は本より陰妄に約して論す絶待法界の上に論すへきものに非すとなり故義の下引證なり義例は心境釋疑例隨釋四二に出つ體達は是れ能觀の智照なり若起若對は是れ所觀の陰境なり不出法界は是れ所觀の妙境なり上の兩重の能所と合せ考ふへし彼有約理等とは約理は諸法本眞を云約觀は行者の智照を云約果は果上の所見を云此文等とは上の躰達若起若對不出法界の文は此れ妙の觀行に約して辯す直に所觀の心を辨するに非すとなり

又安心文云唯信法性者未審信何法爲法性邪而不知此文正是於陰修乎止觀

二示安心文義當妄即眞唯信法性の文前左に既に之を引く然るに

此文は本發大心の中に在り鈔主巧安止觀の文となして注解を下すは恐くは暗記の誤歟蓋し唯信法性とは妄を棄て直に法性を信すと謂に非す迷事の法を性徳本具なりと信するを云のみ未審等とは必ず應に所信の法あるへし何等か是れ其法を而不知等とは源清宗昱二師妄に即して眞を照すとを知らずとなり修乎止觀の語鈔主暗記して誤て安心止觀の文となすか故に此注解を下す耳

故起信論云一切衆生從本已來未曾離念又下文云濁成本有

二自引文顯正三初示心在陰妄二初示不得直觀眞所以起信は心生滅門の中に出つ義記中之本廿に係る論に曰是故一切衆生不名爲覺以從本來念々相續未曾離念故說無始無明と澄和尙常に學徒の爲に言ふ鈔主此文に於て大に圓解を發得すと道に志す者須く善く子細に翫味すへし下文は下卷八染淨不二門に出つ起信に未曾離念と云ひ染淨門に濁成本有と云皆暫くも妄ならさるときなきを彰す果して爾らは全躰是れ妄なり如何そ直に眞を觀するとを

得む

若不觀三道即妙便同偏觀清淨真如荆溪還許不故輔行解安住世諦云以止觀安故世諦方成不思議又云安即觀也故談圓妙不違現文方為正說

二示棄妄觀真當荆溪所破若不觀三道即妙等とは行者若し三道の陰妄に即して三千の妙境なりと觀達せずは妄を棄て具を求るか故に便ち偏に清淨真如を觀する別教の緣理斷九と何を以て簡ふとを得む蓋し清涼觀師の所立荆溪大師金辨紙十三に盛に之を破す故に今荆溪還許不と云問清淨真如と真如清淨と如何か其異を辨せし答真如清淨は理の本來情相を絶するとを彰せは其義圓に在り觀音玄義に真如清淨化無所化と云か如し清淨真如は九界妄染の外佛界平等の理を指すとを彰せは其義別教に在り金辨紙十三に清涼を破するか如し輔行は五之五紙四巧安止觀の文なり以止觀安故等とは妄即具と觀するを以て方に能く三千の妙境を顯發するとを示

すなり安即觀也とは觀を以て理に安住するなり故談圓妙等とは淺智にして解了に乏きものは融談に眩惑せられて臆説に趨り聖意を認問し易し故に須らく佛祖の垂示する現文を以て誠證となすへしとなり

今釋一念乃是趣舉根塵和合一刹那心

三自釋文旨結辨斥意四初指刹那影迷事二刹那とは極短時を云仁王般若に曰一念の中に九十の刹那あり一刹那の中に九百の生滅ありと今趣舉刹那と云は蓋し根塵和合するとき起る所の極短時の微念を擧て刹那と稱するなり

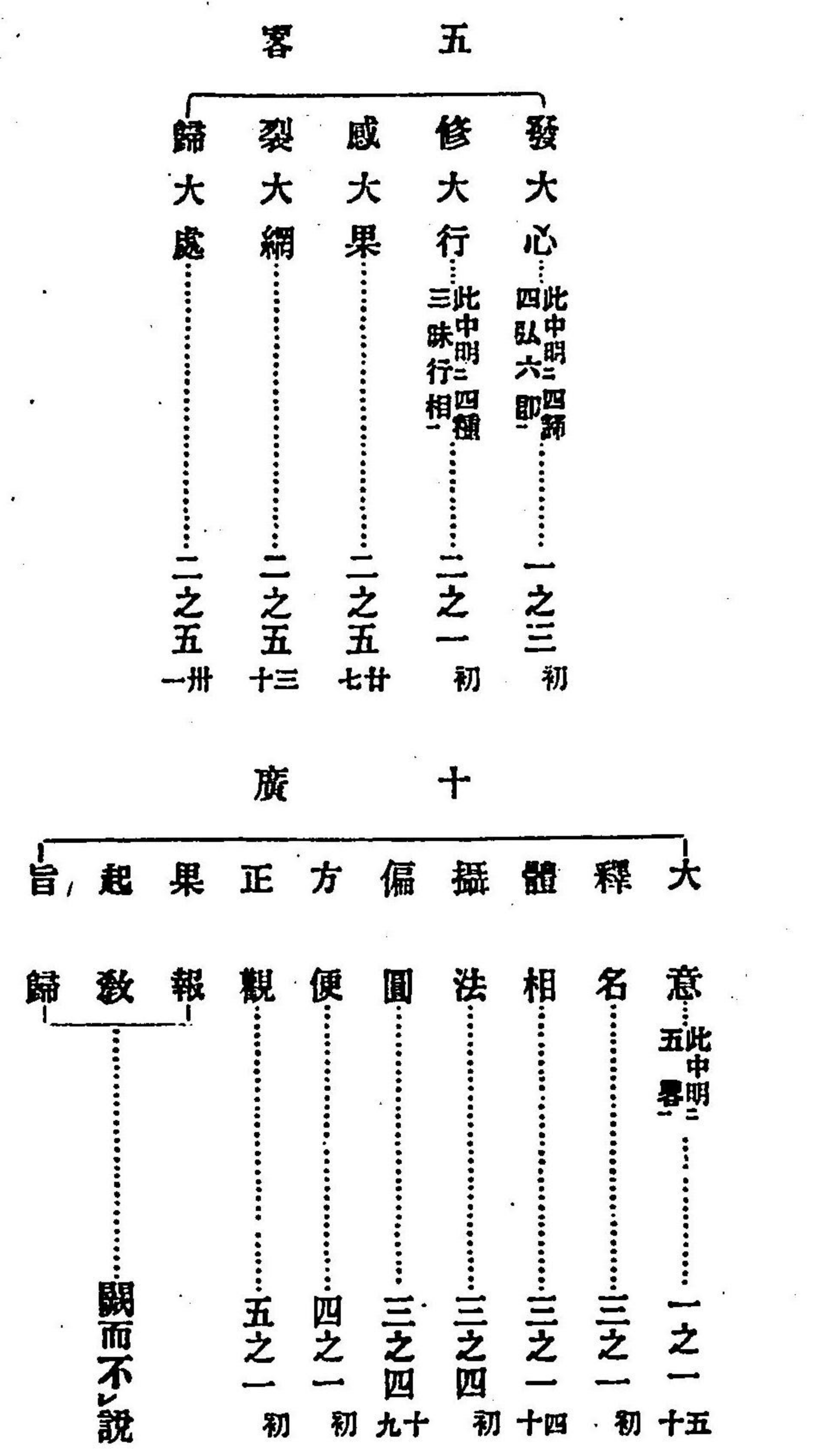
若陰若惑若善若惡皆具三千皆即三諦

二歷三道影陰妄若陰は前に辯する所の無記の報陰即ち苦道なり若惑は生得の煩惱三惑を兼ね是れ煩惱道なり若善若惡は等流の陰定て後果を招くものは是れ業道なり皆具三千とは三千は法に約す故に具と云皆即三諦とは三諦は理に約す故に即と云なり

乃十妙之大體故云咸爾

三示文旨「十妙大體」とは妄に即して眞を顯すは融攝して隔るとな
 き三千の妙理に基くか故に之を以て十妙の大綱正格とするなり
 斯之一念爲成觀故今文專約明乎不二不可不曉故茲委辯
 四以三部大體「結辯斥意」斯之一念とは今の文の一念なり爲成觀故
 とは爲の字妙觀を成就し易きを期するの辭そ妙觀は即ち止觀の
 十乘なり今文專約等とは今此不二門一部の文餘の一切の色心等
 に涉らす唯自己陰妄の一念に従て不二の妙觀を建立するを云不
 可不曉とは祇此一念是れ一部の全體法門の關鍵なるか故なり已
 下因に止觀の五零十廣及び十乘十境と陰入境の四科とを圖示せ
 び

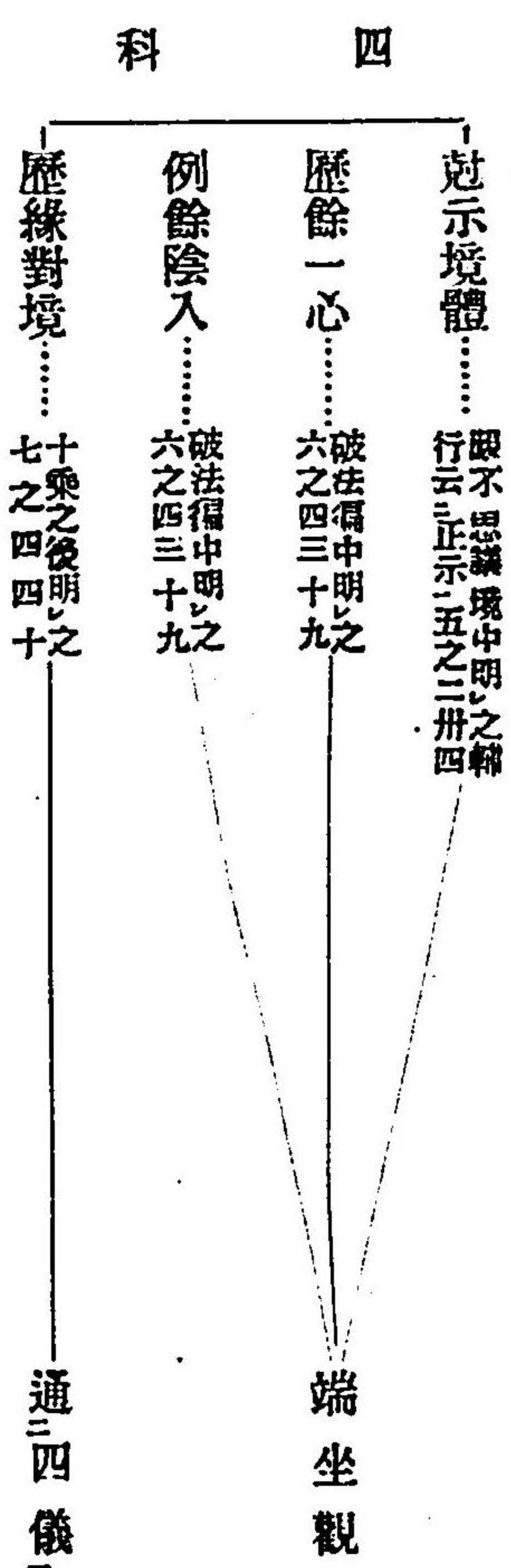
止觀五零十廣



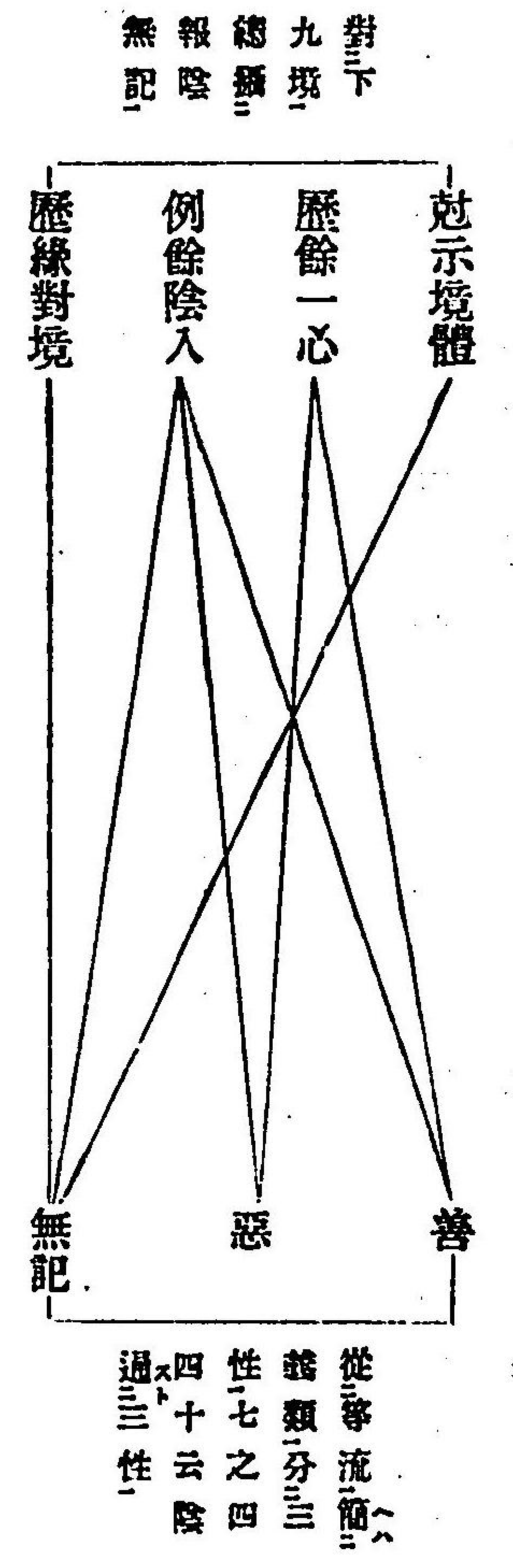
十境十乘

陰入境	此中廣明 十乘翻法	五之二 七廿	觀不思議境	五之三 二
煩惱境	八之一 初		真正發心	五之三 六十四
病患境	八之二 六十		巧安止觀	五之四 五
業相境	八之三 九十		破法徧	五之四 三四十
魔事境	八之三 四十		識通塞	七之一 初
禪定境	九之一 初		道品調適	七之一 五廿
諸見境	十之一 初		對治助開	七之二 三十
上慢境			知次位	七之四 初
二乘境			能安忍	七之四 八廿
菩薩境		闕而不說	無法愛	七之四 四三十

陰入境四科



止觀講義六廿日陰入境四科總攝報陰無記約等流通三性故八之
一二云前觀陰入觀報陰但是現起善惡皆陰入攝



尅示歷餘例餘端坐觀歷緣通餘儀尅示觀泛漫無記十義書上三此
 云總無明心歷餘觀強起善惡佛心印記云開總出別又尅示歷餘觀
 第六意識歷緣觀五識五意識等義類以意分別之(已上止觀講義
 辯)

問相傳云達磨門下三人得法而有淺深尼總持云斷煩惱證菩提
 師云得吾皮道育云迷卽煩惱悟卽菩提師云得吾肉慧可云本無
 煩惱元是菩提師云得吾髓今煩惱卽菩提等稍同皮肉之見那云
 圓頓無過

三對三禪揀圓旨二初學相傳疑難相傳とは圭峯後集の語なり教行
 錄四五十に天童山子擬禪師と往復書五番を載す繼忠法師教行錄
 の後序に曰往復二十許其諍不決四明大守林公因請和融之語法智
 不得而辭遂改之云達磨は禪宗の初祖梁の武帝大通元年丁未東
 來す帝契はす因て江を渡て魏に入る時に孝明武泰元年なり統紀
 三十紙初を見よ尼總持の解は謂く理は本無にして或は今有なり理
 或體別にして而も相離れず故に下に二物相合を以て之を簡ふ道
 育の解は謂く平等の理性緣に隨て迷悟となる性は一にして相は
 異なり故に下に背面相翻を以て之を簡ふ慧可は禪門第二祖なり
 本無煩惱の言理具の圓旨に違す故に下に修惡卽性惡を以て之を

簡ふ那云等とは可師の本無に望むるに天台の所謂煩惱即菩提等
は尙劣なるに似たりとなり

答當宗學者因此語故迷名失旨用彼格此陷墜本宗良由不窮即
字之義故也

二釋通六初斥學者暗宗旨迷名は即の名を認むるなり失旨は即の
義を罔みするなり格此とは格は比なり此は上の煩惱即菩提等な
り謂く彼の可師の本無元是を以て妄りに我煩惱即菩提の圓旨を
格量するなり陷墜とは我圖宗高尙の法門をして却て卑淺ならし
むるなり

應知今家明即永異諸師以非二物相合及非背面相翻直須當體
全是方名爲即

二揀圓旨三初辨即字義三物相合は躰別にして相離さるなり其義
通教の幻化即空に當る背面相翻は性一にして相異なり其義別教
の攝相歸性に當る當躰全是とは迷悟の當相一一理具ならざるは

なし之と圓家の極談開顯の妙法止観の大體とするなり

何者煩惱生死既是修惡全體即是性惡法門故不須斷除及翻轉也

二示異三禪二初以達修即性簡皮肉斷轉既是修惡とは煩惱生死は
鹿強の染縁に動されて明靜の本躰をとり失ふか故なり全體即是
等とは失て修惡となる本來法性隨縁の徳にして外より來るに非
るか故なり性惡とは理に本來十界を具するを彰すの名なり情謂
の惡性を指すに非す不須斷除等とは斷除は尼總持に簡ふ翻轉は
道育に簡ふ蓋し圓教誰か斷或證理翻迷開悟を論せさらむや但法
に就て迷悟の相を翻轉すれば則ち別教に屬し人に就て情智の功
能を改轉すれば則ち圓教に屬す斷不傍正古來一箇の論目たり二
百題十一紙十を看よ

諸家不明性惡遂須翻惡爲善斷惡證善故極頓者仍云本無惡元
是善既不能全惡是惡故皆即義不成

二以性具惡簡得隨本無諸家は通しては禪及び華嚴法相三論等を

指し別しては禪宗を指す性惡を明さる所以は理に十界を具するを知らるか故なり觀音玄二四日料簡緣了者問緣了既有性德善亦有性德惡否答具四明釋して曰只一具字彌顯今宗以性具善諸師亦知具惡緣了他皆莫測故是故に必ず須らく尼總持の如く修惡を斷して修善となし道育の如く修惡を斷して修善を證すへし極頓は慧可禪師を指す已上問は皮肉を以て吾宗に同じ得髓を以て吾宗を抑ゆ故に性惡に由て先に持育二師を破し更に可師を斥ふて攝相歸性の偏教に屬攝し吾宗別教の權說を出てすと判するなり

修性善惡義旨

修 善……由智起順理悟用者	修性善惡觀音
修 惡……由情起違理迷用者	玄二四十二紙
性 善……即順理悟用爲理具全體	佛心印記八紙
性 惡……即違理迷用爲理具全體	以下往て看よ

講義上廿云夫理尙不見善何隔於惡若深達別無悟用亦知迷用非理外善惡齊際則融泯迷悟修性此圓旨之極也

故第六記云忽都未聞性惡之名安能信有性德之行

三示不達性具惡永存斷證第六は明本七に作るを是とす文句十九紙三忽都未聞は暫時も聞さるなり安能等とは修惡即性惡なるに由らすひは破顯の念を絶して修證すると能はさるか故に必ず法に於て斷證を存するか故なり

若爾何不云煩惱即煩惱等而云菩提涅槃邪

三通妨顯超三禪二初微圓旨雖異迷悟名二若爾は性に惡を具するを指す何不等とは惡即惡なるか故なり而云等とは尙善惡の名を存して菩提涅槃と云を疑ふなり

答實非別指祇由性惡融通寂滅自受菩提涅槃之名蓋從勝立也

二釋通二初以法證無別修門引欣厭通妨實非等とは迷悟の當相一理なるか故に偏權の永く善惡の法を隔つるか如く煩惱生死の

外別に指して菩提涅槃と云に非すと云なり性悪は修惡の全體理具の徳なるを云融通は修性を融泯盧通す菩提に應して謂そ寂滅は修性を寂靜滅息す涅槃に應して謂そ自受等とは法を隔て、別に指して名を立るに非ず法爾として菩提涅槃の嘉稱を得るなり蓋從等とは修門欣厭を引くか爲に義の勝るゝに従て法爾の名を採て菩提涅槃と稱するを云

此則豈同皮肉之見乎又既煩惱等全是性惡豈可一向云本無耶

二以修性法體無二結超三禪豈同等とは吾宗即を談するは全く修性の法體別なきに由るか故なり又既等とは煩惱等は修惡なり其ま、理具の法門なるか故に全是性惡と云豈可等とは豈可師の如く本無煩惱元是菩提と偏執すへけむやとなり

然汝所引達磨印於可師本無煩惱元是菩提等斯乃圭峯異說

四既異說設和融三初以相傳爲異說圭峯は唐の草堂寺宗密禪師終南山圭峯の下に居す故に以て名く

致令後人以此爲極便棄三道唯觀真心

二可師直指理過寄山外後人は正く山外を指す謂く山外の諸師圭峯の異說なる慧可の見解を至極となして依て迷事の三道を棄て別に眞心法性を觀せしむ蓋し陰境を取らずして妙境を取る觀法の大躰茲に於て破壊す豈に責めざるを得むやとなり

若據祖堂自云二祖禮三拜依位立豈言煩惱菩提一無一有耶故不可以圭峯異說而格今家妙談爾

三舉正說祖堂は師資傳燈の正說なり依位は謂く理は舊來如是を表するなり故不可等とは豈世間相傳する圭峯の異說なる本無元是得髓の謬說を以て今家即具の妙談に比格すへけむやとなり

元本云此乃又超得髓之說也可師之見意縱階此語且未圓分註文解すへし

問今明圓教豈不論斷惑證理及纏迷就悟邪若論者何異持育之同解

問の意は謂く圓と雖とも教は本迷者に蒙り行は必ず情を轉して
智と成す豈斷證迷悟を論せさらむや

答同祇如可師豈不斷惑穢迷豈亦同前二邪故知凡分漸頓蓋論能
斷能穢之所以爾

答の意は謂く甞た持育二師のみにあらず可師も亦應に因より果
に至るの人なるへし豈斷證を論せさらむや然とも本と云ひ元と
云直に性徳を語するが故に其見解の優長なる豈前の二師と同日
に論すへけむや是故に凡そ修門の漸頓は法の本有に由ると人の
修成に由ると以て其勝劣を分別すへし能斷能穢の所以唯是のみ
今既約即論斷故無可滅約即論悟故無可翻煩惱生死乃九界法
既十界互具方名圓佛豈壞九轉九邪如是方名達於非道魔界即
佛

五辨斷證所以簡證三初以法鉢即具簡偏權謂く今既に當體全是に
約して轉情成智を論す故に惡の惡となすへきなければ滅すへき

の法なく善の善となすへきなければ穢すへきの法なし煩惱の下
は上既に即約して斷證の斷證と爲へきなきを論す故に此下更
に具に約して即の所以を彰す蓋し即は具の相にして具は即の體
なり互に顯して圓旨を盡す深く思惟すへし互具とは十界互具の
故に三世間に歴て三千の妙境を成す二百題六紙十界互具を論す
佛に別の佛なし祇此の本具の三千を顯すのみ故に方名圓佛と云
三千の妙法何の斷壞翻轉の論すへきあらむ故に豈壞等と云如是
は上の即具に了達するなり非道即佛とは修惡の當體理に稱ふを
云淨名經佛道品に出つ疏九紙六

故圓家斷證迷悟但約染淨論之不約善惡淨穢說也

二以約情智功能示異於法存斷證染淨とは染は迷情を云淨は了智
を云蓋し人の情智の得失に約して生佛迷悟を論するのみ法に於
て損益あるとなし善惡淨穢は六凡四聖十界迷悟の體相なり蓋し
十界迷悟の法に約して斷證を論せすとなり

情智相對……人の了理と了せざると以論情智此れ修門に於て迷

悟の事用を評量するなり

情理相對……迷情の分別と法性の當體と以論情理此れ法體を迷

情に望めて義を分別するなり

修性相對……人の情智を改轉すると法の本有と以論修性此れ法

體を修門に望めて義を分別するなり

直論法體……三千三諦乃至實相具如不變隨緣等皆是れ直に法の

體用を彰すの名なり

諸宗既不明性具十界則無圓斷圓悟之義故但得即名而無即義也

三示理性隔惡必法存斷證諸宗等とは上既に修惡即性惡に約して

他家の非圓を簡ふ更に具に約して簡ふ所以は即の語尙偏權に通

す具の言は局て圓に在り蓋し前後互に顯すなり則無圓斷等とは

法に於て善惡淨穢を隔つるか故なり但得即名とは或は相合の義

に由り或は相繼の義に由るか故なり而無即義とは具を論せざる
か故に法に於て必ず隔異を存すれはなり

此乃一家教觀大途能知此已或取或捨自在用之

六結示宗要四初示法體無別改轉情智一法二義不相妨此乃は上の

即具の旨を指す或取は物に應するときは迷悟違順一法の捨つへ

きなきを云或捨は情を離るゝ時は迷悟違順一法の存すへきなき

を云自在は取捨宜きに適ふ即ち是れ中道遮照の徳なり

故止觀亦云唯信法性不信其諸語似棄妄觀真元云豈異可師之說而義例

判云破昔計故約對治說

二對可師本無及山外義簡澄止觀は上已に引けり義例は心境釋疑

例隨釋四廿三文曰以衆生久劫但着諸法不信法性破昔計故約對治說

令於諸法純見法性若見法性即見法性純是諸法是諸法性本無名字

約破立說名性名法已蓋し昔計は無始の無明なり對治は情理相對
して之を論するなり

故知的示圓觀須指三道卽是三德故於陰等觀不思議也

三結成立陰觀妄本據卽具圓旨須指等とは衆生本來迷に在れは妄の外に理なきか故なり

若不精練何稱圓修此義難得的當至因果不二門更爲甄之

四誠義難了更指後精練は仔細に觀境眞妄の義旨を簡擇了解するなり甄の字平聲之人經天の兩切并に明なり又去聲震の音は掉なり眷の音は地名なり今は是れ明の義なり因果不二門は下卷八紙已下

○二則止下示成由行

玄文託附の妙行を成就するとは止觀の十乘觀法に由るとを示すなり

則止觀十乘成今自行因果起教一章成今化他能所

則の字近くは上の指妙歸心の科を承け遠くは前七紙左の故撮十妙爲觀法大鉢の意を承るなり止觀等とは玄文託附の觀彼の部は

判教を正意とするか故に仍闕畧して備はらず故に行者修習せむと欲せは須らく止觀に依るへし中に就て若し自行化他の生起次第を論して相ひ主對する時は十乘は前の五妙を成就し起教は後の五妙を成就す若し旨趣の歸する所を論せは一部の始終行者の修法に非るものなし故に終日十乘終日起教にして初心の行者亦起教を修することを妨げざるなり

已約心法顯乎妙旨雖知十妙不離一念若非妙行何能成之故玄文雖立觀心而且託事附法蓋非部意故多闕略若具論能成之功須指摩訶止觀也

文二初通示文意心法は迷事の陰境なり妙旨は三千卽具融妙の旨趣を云雖知等は謂く教に依て玄文本迹の十妙自己在迷の一念を出てすと解了す即ち是れ妙解なり妙行は謂く智に依て自心を尅修する止觀の十乘即ち是れ妙玄の託附に換て十妙を成就する能成の觀行なり前紙五に爲成妙行と云之を思へ故玄等とは能成は必

す行に由るか故に十妙の下に觀心の一釋あり而れども多くは託
事附法にして從行は甚た少し觀心は本部の正意に非るを以て功
を止觀に讓れはなり若具等とは具の字玄文全く觀行なきに非る
を彰す能成之功とは十乘を能成となし託附を所成となすと此に
彰る須指の言は謂く止觀一部は大師己心中所行の法門滅後の行
者修證の要律なるか故なり

故境等五妙且論諸聖及佛世當機所觀所發所行所歷所究盡法
而於我曹稟教行人如何成就故令修止觀用十法成乘方能親觀
妙境發智立行歷位登果故彼十乘能令行人成就自行因果也

二別釋文義二初釋上二句「諸聖は謂く發起影響等の菩薩衆なり當
機は其會に於て得益するものを云所觀は境妙なり所發は智妙な
り所行は行妙なり所歷は位妙なり所究盡は三法妙なり此等の五
妙自行の因果我曹滅後真教の行人如何か解に依て自心を尅修し
如何か成就して初住に入て無明を破せむ故令等とは自己の修證

は須らく止觀を用ゐ十法成乘に依て成就せしむへし止觀亦定慧
と名け亦寂照と名く止は謂く情を破して散動せざるなり觀は謂
く理を照して昏昧ならざるなり十法成乘とは謂く觀不思議境乃
至無法愛上に圖示するか如し此の十法を修して二種生死を運出
するなり乘は喩に從て名く謂く止觀の十法は本と法華譬喩品の
大白牛車の譬に依て建立するか故なり妙境は智と別なきを云ふ
智行位法も例するに妙境と別なき智を發し乃至妙境と別なき果
を證すれば妙智妙行妙位妙法等と云と意を以て得へし自行因果
とは境智行位は因なり三法は果なり即ち是れ十乘能く前の五妙
を成就するなり

言起教一章成今化他能所者彼文起教雖即不宣而且不出裂網
之意此裂網文泛論生起雖在果後化他細尋其意多明初心自行
二釋下二句三初明止觀文意五初示起教通初心觀意「彼文等とは蓋
し止觀一部大に十章を開す上に圖するか如し然るに止觀は一夏

敷揚し朝暮二時に慈愷す第七正修の章訖る時已に夏末に通るに
託して後の三章即ち果報起教旨歸は之を説き玉はず故に不宣と
云裂網は五略の中の章亦上に圖するか如し蓋し起教の一章は果
後化他利物の相狀を明すものにして五略の裂網と其意異ならず
故に不出裂網と云其章若し一部の關節に就て生起次第を論すれ
は固より初住已上果後の化用に在れども意趣の歸する所は多く
は觀行已上住前因位の自行を論すとなり

故文云種々經論開入眼目執此疑彼是一非諸今融通經論解結
出籠豈非始行能裂他網又文云若人善用止觀觀心則內慧明了
通達漸頓諸教如破微塵出大千經卷河沙佛法一心中曉豈非自
行起教又云若欲外益衆生逗機設教等此文方是果後化他也

二具叙止觀文二五十一紙種々は止觀一之一紙種々より出籠に至ては止觀の
文なり意は謂く經論の異説本隨機益物の善巧方便なるに後代の
學者智眼轉暗く佛の施開の化意に達せざるより教門の權實空有

事理等一切の法に於て是非辯競す是故に今開顯圓妙の觀力に依
て經論種種の異説を融通して執疑の結滯を解き是非の封着を出
すとなり豈非の下鈔主の決判なり謂く既に融通經論と云此れ豈
初心始行の人能く開顯の至理に通達して他の疑網を裂くに非ず
や然れば則ち起教豈肯た果後の事のみならむや又文云は同二之
五紙卅若人より中曉に至て止觀の文なり意は謂く性具を全ふして
修證する開顯圓妙の止觀を以て自己在迷の陰心を鍛鍊する時は
諸佛の法身此より出生し唯獨自明了の境界に至りぬれば法爾自
然に隨宜の化用悉く法身内證の心地より顯發するを以て權實半
滿の諸教適として通達せざるものなし是れ華嚴に所謂る微塵を
破て大千の經卷を出すに同じとなり豈非の下鈔主の決判なり謂
く既に用止觀々心と云初心自行の起教なると明なるに非ずやと
なり又云は同卷三十一紙若欲より設教に至ては止觀の文なり此文の下
鈔主の決判なり謂く此文既に逗機設教と云曉む是果後の化他な

輔行二釋謂化他裂網自行裂網但自行文略故讀者多暗

三舉輔行扶成自行文略とは止觀に云須曉漸頓諸教出自一心若不善用不思議觀觀於一心不思議境何由可裂執教大疑是なり多暗は文略なるに依て讀者多く初心始行に於て起教觀を用うるの意を曉めすととなり

至于歸大處文亦爲初心修觀而說故云膠手易著嚙夢難醒封文齊意自謂爲是乃至云爲此意故須論旨歸故知五略十廣雖該自他始終而盡是行者修法

四顯一部在初心觀法歸大處は二之五二十膠手は惑着なり嚙夢は僻執なり乃至は競執瓦礫謂琉璃珠等の二十五字を等す旨歸は五略の歸大處第十章に旨歸と云開く自他齊しく三徳祕藏に歸入するなり雖該等とは謂く一部の關節次第生起は自行化他因果の始終を該收すと雖も歸趣する所は一部自己を尅修するにあるのみ

若了彼文方可銷今相成之意

五結成若了彼文は謂く止觀輔行に明す所の初心起教觀の義旨を了達すれば玄文止觀相成の意を銷釋すへしとなり

故今十門從染淨不二已去皆指果後設化之相悉在初心剎那一念而必須三觀功成此用方顯故文云故須初心而遮而照等故知能修起教之觀則能成就應機現通說法之用也

二示十門文意染淨は下卷紙十五而必等とは謂く凡夫は理に具し情迷か故に須く自行の三觀功成就して方に能く化他の妙用顯現すへしとなり文云は下卷紙二十而遮は空中なり而照は假觀なり故知の下は謂く初心能く果後起教の觀を修すれば因は必ず果を尅するか故に應機現通等自在不思議の妙用定て成就すへしとなり

此意稍隱解者方知不作此解則止觀裂網旨歸之文記中自行之釋及今相成之語如何銷之若云但修十乘果用自顯者則合云十乘成今化他能所爾

三結顯是非此意稍隱とは止觀自行裂網の文略なるか故に其意隱然として見かたきも有眼の者は方に了知すへしとなり若云但修等とは但修は起教觀を修せずして單に十乘を修するなり果用自顯は由て果上の化用顯發するなり則合等は果して爾らは何ぞ十乘成今化他能所と云はすして起教成今化他能所と云や鈔主初心起教觀の意此に彰る二百題十五紙五

○三則彼下功成識體

解行功相成して所詮の妙體を識了するなり

則彼此昭著法華行成使功不唐捐所詮可識

則の字上の相成の意を承く彼は止觀の觀行なり此は玄文の教解なり昭著は昭了顯著なり法華行成は開顯十妙の行成就するなり使功等とは解行の功虛しからず所詮の妙體識了すへしとなり

故知得此相成之意則不唐學問不謾修行教下所詮妙體可識

○四故更下結示立名使詮旨斯顯四初立門所由

二紙左叙前立述より來る立名は十不二門の名を建立するなり詮旨は一經所詮の妙旨即ち下の理事三千本融是れなり斯顯は此十門に於て顯了なるの謂る所由は一念に約して三千を顯すの謂る故更以十門收攝十妙

十妙已に開顯の體を彰す更に又専ら一念に約する十門を以て玄文の廣博なる十妙をとり收むとなり

如文

○二何者下出門名義

何者爲實施權則不二而二開權顯實則二而不二法既教部咸開成妙故此十門不二爲目

文の中何者の下初示不二由法既の下二正示名義何者は十門を皆不二と名くる所以を徵起するなり爲實は機未だ融せざるか故に後正に三千の實理を顯すを期するの謂る施權は當分に化を設るなり不二は三千の法體は自覺聖智の境界にして權實常に平等な

るを云而二は隨機の施設は權實各々趣く所を異にするなり開權は根性已に融すれば偏權の情謂を除却するの謂る顯實は利鈍齊しく一實に會入するなり二而は偏權の當相を改めざるの謂を不二は一理に稱ふなり法既教部とは法は所通の十妙なり玄文に既に皆四教五味に歴て判して後之を開す故に教部と云咸開成妙とは十法一一教に約しては三權を開して皆圓ならしめ部に約しては四味を開して皆醍醐に入る故に此能通の十門皆不二を名とすとなり

理事三千本皆融即實機未熟權化宜施佛順物情分隔而說故云不二而二半滿諸法暫有差殊權化若成實理須顯佛隨自意開會而談故云二而不二境等十法即是所通既約教部判後開之俱圓俱妙故能通門宜名不二

謂く性徳の十界本來互具互融するを理具三千と云修徳の十界互に相收攝するを事造三千と云ふ蓋し是れ一法の體用にして法の

融攝を彰す其數六千を成するに非ず斯の如きの融妙の三千は三世の諸佛究盡し玉ふ所にして能開絕待の妙法門なり權實は本來同體にして定實の性なければ本皆融即と云實機等とは一實に會するの機根未だ熟せざれば止むを得ずして隨情の權化を施すを云佛順等とは佛は權實の念を亡して能く權實の説を起すを云故云不二而二とは上の法體別なくして而も權實の化用を異にするを結するなり半滿等とは機未だ熟せざるを以て機情に隨順するか故に暫く權實の化を異にすれども當分に利益を得已れば權化用なし權化廢し已れば本來融即する三千の妙體當處に顯現して根敗の二乗初住に入り十界齊しく成佛することを得たり佛隨等とは隨情の方便を廢して一佛乘に歸入するなり故云二而不二とは上の分隔は情に由る機若し融すれば無二不成佛の旨を結するなり境等の下玄文に明す所の十法は十門か爲めの所通にして既に四教五味に約して隔會の化用を簡ふには相待判を用ゐる權實の

法體を顯すには絶待開を用ゐ十法齊しく圓且つ妙ならしむ故に能通の十門亦不二と名けざるを得ざるなり

○三各自高深

謂く十門各々因にして果海を該るか故に高なり果にして因源に徹するか故に深なり六即の旨自ら其中に蘊在せり

一一門下以六即檢之

謂く既に十門は是れ能成の觀行なるか故に須らく善く位の淺深を曉むへしとなり蓋し六は情智の淺深を簡ひ即は迷悟の法躰別なきを彰す

一家所判法門名義無間高下已他無不理性本具全性起修分顯究盡

文二初示文旨二初示據理具觀體諸法通六即高は佛界なり下は九界なり已は心法なり他は生佛なり理性等六位解すへし

故今十門一一如是皆爲觀體其義更明

二以因果法門皆檢行位彰一部在行者修法謂く今此十門一一心法に約して三千の妙理を顯す故に適として圓頓行者修觀の大體ならざるはなし其義更明とは前の四門は十乘の觀體後の六門は起教の觀體其理太著明なりとなり

然事異故大理一故即此宗學者誰不言之而的當者無幾

二明六即義三初舉誦文味義事異等の二句止觀大意に出つ但大意には理同事異と云事異は謂く人の修門は情智の功用を異にす理同は謂く法體は事理の三千始終別なし妙宗一紙六に云く六種即名皆是事理體不二義乃至云其逆順名自何而立以知不二事皆合理名之爲順其不知者事皆違理故名爲逆と六即の義古來云云澄和尙の意は謂く事理の三千法體改まらざるを即とし情智の淺深修門不同を六とす而も北峯の義を取る今一に之に依る云云而的等とは荆溪の意を得るもの其た鮮なるを云

應知圓家明理已具三千而皆性不可變

二正明義三初示性具善惡因果法體始終無改名理名即謂く凡そ圓家に法體を明すは但理の一性に異なり事理の三千法々互に具し互に融して改變すへからず之に約して即を論ずるなり

約事乃論迷解真似因果有殊
二示情智功能隨人迷解淺深不同名事名六謂く人の情智の事用に約して迷解の異を論ずれば六位の差降條然として明濫なし

故下文云三千在理同名無明三千果成咸稱常樂約事明六三千無改無明即明三千並常俱體俱用約理明即

三引證下文は下卷紙十二因果不二門に出つ謂く事理の三千因に在て未だ顯れされは常に迷用を起すを同名無明と云事理の三千果に至て已に顯るれば常に悟用を起すを咸稱常樂と云事理の法體其性變するとなきを三千無改と云感智の見るべきなれば無明即明なり法體融通して迷悟別なければ三千並常と云三千俱に性變することなければ俱體なり三千俱に修常に宛爾なれば俱用なり

分註の事理六即意を以て解すべし

若見斯旨稍可持論

三結示謂く人若し因果不二門の文旨を解了せは在理果成は人の迷解を論し無改並常は法の體用に約し人に於て六を論し法に約して即を論ずるの深致始て共に相語るを得べしとなり

○四直彰宗趣

誠證を引かす直に開顯の十妙を一念に攝歸する不二門一部の宗旨歸趣を彰すなり

本文已廣引誠證此下但直申二理使一部經旨皎在目前

本文は廣く二之下五十四紙已下を指す蓋し玄文十妙を明す中普く經論を引援するを云直申は三千の妙體を敷演するなり使一部等は開顯の十妙をして明了に解知せしめむとなり

如文

○二一者下第二列門解釋二初列門對妙二初列門

二紙右總叙立意より来る

一者色心不二門二者内外不二門三者修性不二門四者因果不二門五者染淨不二門六者依正不二門七者自他不二門八者三業不二門九者權實不二門十者受潤不二門
可見

○二是中下對鈔

十門を以て十妙に對當するなり

是中第一從境妙立名第二第三從智行立名第四從位法立名第五第六第七從感應神通立名第八第九從說法立名第十從眷屬利益立名

第一第二等は十門なり境妙智行等は十妙なり義は鈔に彰る

七科之境不出色心此二不二則諸境皆妙故云第一從境立名智行二法正論修相儻二境不融修性有異則不成妙故二三從智行立名位多在因三法唯果若了始終理一此二皆妙故第四從位法

立名通應二事果後利他既是淨用依正必融縱是他機亦同自體此之妙事在今染心能如是觀妙用方顯故五六七從感應神通立名三業是能說之人權實是所說之法此二若融說法方妙故八九從說法立名眷屬是三草二木利益由法兩所滋若知本一地兩則權實益等故第十從眷屬利益立名立此十門意成十妙解行故也
七科は初め十如より終り無歸に至る七科廣しと雖ども要を擧て之を言は、色心の二法を出てす色心同一三千なるか故に皆妙と云智行は因より果に至るか故に修相を論するなり内外二境は行者用觀所依の處なるか故に此二境融泯せざるべきは必ず修性隔異す蓋し性徳の行に非むは圓の智行と名くへからざるか故なり位は少分は果に通すれども多分因にあり三法は近くは分證遠くは究竟に就て論すれば唯在果と云因果の始終三千改まるとなれば位法皆妙ならさるとなし通は神通なり應は感應の中の應なり化用の故に事と云果後は住上利他の上を論す是れ斷無明證中

道の後起す所の自在不思議の化事なるか故に淨用と云同一三千の故に依正必ず融泯す應を動かす衆生たとひ是れ他機なるも感に應する佛と本來其體を同ふす此通應の妙事は果後の化用なれども還て現今刹那の一念に具足す此不二の妙觀功成すれば必ず自在の妙用顯現することを得るなり故に染淨依正自他の三門は感應神通の二妙に従て建立す此二若融とは能説の人は三業別なく所説の法は權實一體なるを云之に由て説法必ず妙なり故に三業權實は説法妙に従て名を立つ三草二木は法華藥草喻品に出つ小草は人天中草は藏通の二乗上草は三藏の菩薩小樹は通教の菩薩大樹は別教の菩薩即ち七方便なり文句十八三十一法雨とは上の草木は能受の人法雨は能潤の法即ち唯一佛乘なり本一地雨とは一地は即ち眞如の一理無住の本なり謂く一切衆生本是れ一地實相の所生法華に開會せられて一乗の法雨に潤ふ權實益等しき所以なり故に受潤は眷屬利益に従て名を立るなり立此等とは立の上

蓋如是以門對妙の七字を加へて看よ解行は祇是れ一念三千なり

○二一色下釋門旨趣十段初色心不二門三初標

旨趣は謂く十門各々其義あるは旨なり皆一念三千に歸するは趣なり

一色心不二門者

講義云示事理同成三千妙境由攝諸法於一念此門大意也と謂く彼此の若は有形若は無形相ひ對礙する者は色法なり形對なく慮知分別の性ある者は心法なり此二法若し情を以て取るときは隔異せざるなし若し法體を論ずるときは本來融即す故に諸法を自己の一念に融攝して事理齊しく三千の妙境を成す之を以て門となして境妙に通入せしむるを色心不二門と云又復應に知るべし三法無差の心法は外の生佛に望むるか故に別して自己の心法を取り此中の心法は總して自他の心法を取る故に鈔に大論を引て云す

一切諸法無非妙境本文七科亦且從要七科尙廣妙旨難彰今以色心二法收盡故大論云一切世間中唯有名與色若欲如實說但當觀名色此二不二諸法皆妙故今攝別入總特指心法明乎不二以此爲門則解行易入也

文の中初釋色心此二の下二釋不二故今の下三釋門無非妙境とは法華に開顯し已れは色心の諸法皆三千三諦ならざるものなし本文は玄文を指す七科は十如乃至無諦なり諸法廣博なるを總して束ねて七科となす故に從要と云七科の法相十界三世間眞俗二諦等に涉るか故に尙廣と云因て三千融妙の旨趣彰れかたし故に今簡略して色心二法となすなり故大論の下引證第二十七十四文に云若欲求眞觀但有名與色若欲審實知亦當觀名色と又法界次第上本初故今の下今觀を成就し易からんか爲めに他の一切色心の諸法を収攝して己心に入れて不二の妙觀を建立すとなり以此の下門の義は謂く此自己の心法を以て門とすれば至て近ふして且つ要

なり故に解行入り易しとなり

○二且十下釋二初約諸境明總別二初總標

謂く諸境は七科なり總標は總別並へ擧るなり

且十如境乃至無諦一一皆有總別二意總在一念別分色心

總在一念とは諸法互に融攝すれは一を擧るに全く収るか故なり別分色心とは十界の色心各々自體を失はざるか故なり

總在一念者若論諸法互攝隨學一法皆得爲總卽三無差別也今爲易成觀故指一念心法爲總然此總別不可分對理事應知理具三千事用三千各有總別此兩相卽方稱妙境

文の中初簡示文意然此の下二遮謬明義諸法は七科なり互攝は法々互に融攝するなり既に其れ融攝す故に諸法皆總要となすへし即の下通論の義を結顯す今の下別論は爾らす初心の修觀を成し易からんか爲めに別して自己の心法を指して諸法の總要とするなり然此の下山外の諸師の如く此總別を以て理を總とし事を別

として分辯對當すへからす何を以ての故に事理は一法の二義なるか故なり理具事用且く義を分別するのみ三千の法體事理別なきか故に兩箇の三千相即して隔異なきを方に妙境と名くとなり

○二何者下雙示二初別

雙示は總別並へ示すなり

何者初十如中相唯在色性唯在心體力作緣義兼色心因果唯心報唯約色十二因緣苦業兩兼惑唯在心四諦則三兼色心滅唯在心二諦三諦皆俗具色心真中唯心一實及無準此可見

十如は玄二之上紙九文句九紙を看上相は外貌なり故に唯色なり性は内の性分なり故に唯心にあり體は色心の物體なり力は色心の功能なり作は色心の作用なり緣は色心の助緣なり故に皆相兼なり因は習因なり果は習果なり故に唯心に屬す報は報果なり故に唯心に屬す十二因緣の中識名色六入觸受は現在の五果なり生老死は未來の二果之を苦道とす行は過去の業有は現在の業即ち業

道なり故に兩兼知へし無明は過去の惑愛取は現在の惑即ち煩惱道なり故に唯心にあり四諦の中苦集道の三は兩兼滅諦は理を證すれば唯心にあり二諦三諦は俗諦は緣生の故に兩兼具中は諸相を泯亡するか故に唯心にあり一實無諦は上の真中に例して知へし

十如中相可別故屬色性據內故屬心觀音玄義指心爲體而諸文中雙取色心力作單不能運緣或指愛或指具度既存兩說義必雙兼若云業爲因者則似兼色今從習邊故因果皆心五陰皆報則須兼心今從受身約色義彊本末究竟文雖不對既論三等同後三諦因緣中現未七支皆須雙具識名雖獨必合中陰故亦兩兼行有是業不可偏屬無明愛取唯心可知諸諦中苦同七支集既兼業道亦含戒皆具色心俗論諸法兼二可知滅及真中一實無諦體唯是理無相可表並心證故故不兼色然上所對不可永殊欲成別義故且從強

謂く相は外に在て覽て分つへし性は内に在て自分改まらず色心
 知へし觀音玄は四紙指心爲體とは六道の色皆な心を主質とする
 か故なり又諸文の中並に色心を取て體とす力作は必ず色心相由
 て用を爲すか故に兩兼なり縁は止觀五之三紙^{十四}唯愛を指す玄義二
 之上紙^{十四}愛と具度を取る故に義色心に通ず因は若し業を取るとき
 は三業に通ずれば色心を兼ぬれども今は熏習の義邊に従へは心
 力強きか故に因果共に心を取る所謂習因習果なり報は五陰を指
 す五陰は一色四心の故に必ず心を兼ぬ所謂報果なり爾れども今
 は現に肉身を受る義邊に約すれば色の義強し本末究竟は今の文
 に之を省けども玄文に明す所既に空假中の三等を論ずれば三諦
 即ち空中は唯心假は兩兼するに同じ十二因縁の中現在の五果未
 來の二果は其報體は五陰なるか故に兩兼なり又識は六箇の心王
 を體とすれば唯心に從て名を立れども中有の五陰既に色心を備
 ふ紙中有の五陰は微細にして見かたきか故に識に屬す大論九十

紙^{十七}を看よ俱舍を稍や異なり行有は是れ過現二世の業三業に通ず
 るか故に偏に指すとを得ず無明愛取の三は心所を體とす心なる
 と知るへし下の四諦三諦二諦は苦は果報の故に現未の七支に同
 じ集は煩惱と業と相由て果報を招くか故に色心知へし道諦の中
 戒は是れ無表にして色に屬す定慧は是れ心なり故に苦集道皆な
 色心を兼ぬ二百題十三紙^{廿二}戒體色心の論あり俗諦は縁生差別の法
 を論すれば亦兩兼す滅諦及び眞は心に屬すると知へし滅諦は一
 家の意小乗の四諦は皆な生滅の法と明すに依れば是れ能顯の功
 用にして所顯の理に非されども今は大乘の意に依て滅諦を直に
 理となす二百題八紙^七四諦生滅の論あり然るに理は是れ本爾にし
 て行相の論すへきなく但是れ行者心中の所證なるか故に心に屬
 す然上等とは諦境其義廣博なるか故に上の對當固より究論とな
 して色心永く殊別すへからず別分色心の義を成立せんか爲めに
 義の強きに從へて一往分對すとなり

○二既知下總

總在一念を示すと云なり

既知別已攝別入總一切諸法無非心性一性無性三千宛然

上の二句は謂く色心を別分するは本別を攝して總に入る、か爲めなり此二句意を示す一切の下法々互に融すれば心を擧るに一切心に趣くか故なり此中一切諸法は理別事別なり無非心性は理總事總なり此二句義を示す一性の下心に別の心なく實なふして而も動くを心とす故に諸法畢竟是れ心なり此二句旨を示す

前約諸法不失自體爲別今明諸法同趣刹那爲總

文二初釋既知等四句二初明文義五初對前辨義不失自體とは色心の諸法縁に由て徳を異にするを云同趣刹那は法體本と待を絶すれは一を擧るに全く收るを云

終日不失終日同趣

二示文雖前後義在「一時」終日の言同時を彰す謂く總別を分たは恐

くは人異時となして解せむ故に此釋を加へて弊を救ふなり

性具諸法總別相收縁起諸法總別亦爾

三示事理本無二總別齊其義謂く三千俱に體なるか故に性具の諸法總別互に收めざるなし三千俱に用なるか故に縁起の諸法總別

非謂約事論別以理爲總

四斥山外差無差對事理分張總別謂く孤山の立義は隨縁の事用を定て別とし不變の理體を定て總とす故に今之を破斥す

又復應知若事若理皆以事中一念爲總以衆生在事未悟理故以依陰心顯妙理故

五示今從觀體據迷妄事念上は直に事理三千の法體を示し此は更に一念の觀體を示す故に端を改めて又の言を置く上既に事理の總別を知り今重ねて一念の觀體を知る故に重疊して復の言を置く若事は事造の三千なり若理は理具の三千なり事中一念等とは

上は事造の三千隨緣の妙事此は事中の一念即ち迷妄の事心なり
蓋し智了して三千の法體已に顯るれば妙事と名く情迷て法體未
た顯れされは妄事と名くるなり以衆生等とは謂く衆生は從本已
來未曾離念の故なり以依陰心等とは謂く陰心は妄境なり顯は能
觀なり妙理は所顯の妙理なり此二句妄即眞と違する圓頓の觀行
を彰し盡せり

問他云一念即一性也一念靈知性體常寂又云性即一念謂心性
靈寂性即法身靈即般若寂即解脫又云一念眞知妙體又云並我
一念清淨靈知據此等文乃直指文中一念名眞淨靈知是約理解
今云屬事是陰入法與他所指除切如何

二就一念辨事理是非二初舉他釋望圓頓旨徵立義親疎他云は示珠
指下十七紙謂く總在一念は即ち眞如靈知を指す又云は同十三紙
性即一念とは謂く今の文の三箇の性の字皆な是れ靈寂の性を指
す又云一念は同二紙又云並我は上之三紙此等皆是れ妄即眞と云

はす今の一念を指して直に眞如清淨靈妙の覺知となす是れ唯本
覺の理に約して今の一念を解せり四明の所謂陰妄の一念と圓頓
の義旨に於て親疎如何

答此師祇因將此一念約理釋之致與一家文義相違

二答二初總標二違謂く山外の師は在迷の一念を以て妄即眞と云
はす直に理に約して是れ眞性と云故に一家の若は文若は義共に
相違を成すと標するなり

且違文者一違玄文彼判心法定在因佛法定在果衆生法一往通
因果二往即局因

二別破二違二初破違文四初違玄文二初正違三法判釋三初引文玄
文は二之上紙七前の七紙に之を引けり

他執心法是眞性故乃自立云心非因果又礙定在因句復自立云
約能造諸法故判爲因佛定在果者乃由研修覺了究盡爲果

二舉他妄立二謂く他は衆生本來迷に在るとを知らず心を以て直に

是れ眞性と執す故に示珠指上七紙に自ら義を立て心非因非果と云又玄文定在因の語に因じて重て義を立て一理隨縁して能く生佛の諸法を造するに約して判して因となす佛定在果は研修に由て自心の眞如を覺了するを以て云のみ

今問既將因果分判法相何得因果却不相對果若從覺因須指迷何得自立理能造事而爲因邪既不相對何名分判

三斥非謂く玄文既に因果相對して三法の法相を分別す他の言ふ所何ぞ却て其義對當せざるや若し言ふ所の如く果を以て覺に對せは因を以て迷事に對するは必然の道理なるへし豈恣まゝに自義を建立して理を以て因となすとを得むや既不相對とは他の言ふ所果既に覺に從は、因は宜しく迷に從ふへし因は既に能造に從は、果は宜しく所造に從ふへし而して因は能造に從ひ果は覺に從ふ何ぞ分判と名けん

又違華嚴心造之義彼經如來林菩薩說偈云心如工畫師造種種

五陰一切世間中無法而不造如心佛亦爾如佛衆生然心佛及衆生是三無差別輔行釋云心造有二種一者約理造即是具二者約事即三世變造等

二更違所依華嚴四初舉經文解釋華嚴は舊經十一紙に出つ工畫師は煩惱集歸なり五陰は界内界外十界の報體なり如心佛亦爾は心を以て佛を例するなり如佛衆生然は佛を以て衆生を例するなり是三無差別は緣起理一なるか故なり輔行は五之三四觀不思議境の下に出つ心造有二種とは若し但事造のみにして理造なくひは即ち別教の緣理斷尤に歸す故に事理二造を以て圓旨を垂示するなり一者約理は不變の理體に約す造即是具とは十界の因果本是れ天然の具徳なるを云即ち理造なり二者約事は隨縁の事用に約す三世變造とは三世は凡夫の實造なり等の字聖人の權造を等取す心法既有二造經以心例於佛復以佛例於生故云如心佛亦爾如佛衆生然是則三法各具二造方無差別故荆谿云不解今文如何

銷渴心造一切三無差別何忽獨云心造諸法得名因耶

二示相違謂く輔行の文既に心法に二造あり華嚴に心と云は凡夫情謂の實造なり以て佛の物に應ずる權造を例し佛の權造を以て亦衆生の實造を例するなりされは三法皆事理二造を具して方に三無差別と名く荆溪は輔行五之三紙四不解今文等とは止觀に造を引て具を證する文旨を解せずひは三法各々事理二造あることを了すへからす如何を華嚴の心造三無差別を消通することを得ひや何忽獨云等とは此等の解釋に相違して恣意を逞ふするを責るなり

據他所釋心法是理唯論能具能造生佛是事唯有所具所造則心造之義尙虧無差之文永失矣又若約能造釋因則三法皆定在因以皆有二造故

三示過失心法是理とは山外は生佛の事用を平等の理心に會歸するを具となし無明と研修との縁に隨て十界の迷悟を成するを造

となす故に平等の一理不隨縁の時は差別なし唯論等とは具は是れ但理の一性にして相の歸する處造は是れ無明及び研修に引かれて起る所性に即せざるの事用なり生佛等とは迷悟の事用は隨縁の時差別あるを所具となし無明及び研修の變造する所を所造となす故に平等の理心は唯隨縁事造の義ありて本具理造の義なし是れ心造の義闕る所以なり能造の心所造の生佛其體永く別なるか故に無差永失と云又若の下は上言ふ所の如く理能く諸法を造するに約して判して因とせば心佛衆生皆因となすと言はむか三法皆事理二造あるか故なり

此文是今家立義綱格若迷此者一家教旨皆翻倒也焉將此解定教門之欠剩也

四結斥謂く此華嚴心造の文は則ち三法の因果具三千等天台一家立義の大綱正格なり若し此心造の義に迷はと圓妙の教觀翻覆顛倒して遂に別教偏權の方便に陥らむ焉むそ此等淺々の見解を

以て一家教門の欠剩を定めむやとなり蓋し山外の言を所妙玄の類通三法に觀心釋なきを欠けたりと云ひ光明玄の十種の三法に觀心釋あるを剩れりと云故に之を破するなり

二違大意及金剛辨他自引云隨緣不變名性不變隨緣名心引畢乃云今言心即真如不變性也

二違大意金辨六初舉引用義他自引とは示珠指下九紙心之色心を釋して云云するを指す隨緣不變等の二句は止觀大意十二紙に出

今恐他不許荆谿立義何者既云不變隨緣名心顯是即理之事那得直作理釋

二示相違「文の中即理之事は不變の理體を全ふ隨緣の事用となるを云何そ事に即するの義を置て直に理となして解釋するとを得むやとなり

若云雖隨緣邊屬事事即理故故指心爲不變性者佛法生法豈不

即邪若皆即理何獨指心名不變性

三遮轉救「謂く彼則ち教て曰隨緣の邊は心是れ事に屬すれども事即理するを以て心を直に理となすと若爾らは佛法衆生法は既に是れ迷悟の事用なれども豈理に即せさらむや若し三法の事用理に即せは何ぞ唯た心法のみを指して不變の理となすとを得むや

故金辨云眞如是萬法由隨緣故萬法是眞如由不變故故知若約萬法即理則生佛依正俱理皆不變故何獨心是理邪

四成三法俱即理「金辨は十三紙に出つ謂く金辨既に萬法是眞如と云之に依て知る若し萬法皆理に即せは十界三世間皆眞如の法位に住して始終不改なり既に是れ萬法と云生佛を簡はさること驗けし何ぞ獨り心法を取て直に理となし不變とせむや

若據衆生在事則内外色心俱事皆隨緣故何獨心非事邪

五示不可心偏爲理衆生在事等は金辨廿九紙に出つ内外色心等とは衆生の言廣く自他に渉るか故に内外色心俱に皆隨緣の事用な

り何を以ての故に染縁に動せられて起す所の迷用なるか故に豈
特に心指て是れ理となすを得むや

他云生佛是因果法心非因果驗他直指心法名理非指事即理生
佛二事會歸心故方云即理亦非當處即具三千是知他師雖引唯
色之言亦祇曲成唯真心爾

六就他立義指示過失生佛是因果等は當卷十八紙に出づ開く衆生
は理に迷ふか故に因なり諸佛は理を悟るか故に果なり心は唯是
れ理にして因果に墮せず之に依て驗む他は生佛の因果に對して
心は因果に非すと云か故に直に心指して理となし言ふ所の理
は因果の相を離るゝ平等の一性を取て隨縁迷悟の事用に即して
不變の理體となすに非ず生佛迷悟の事用を但理不變の一性に會
歸するを方に即理と稱するのみ迷事の心全體法界にして三千即
空假中と云とを得す既に相を攝して性に歸するを方に理具とな
すか故に之に依て知る山外の師縱ひ唯色の言を口にするも其實

は緣生の色塵當處三千を具するに非ず亦祇唯真心但理の一性に
約するのみ唯真心の語金錘九紙に出づ

況復觀心自具二種即唯識觀及實相觀因何纔見言心便云是理
三更就_{能觀顯非}五初通妨二初對事觀示_{他義不通}謂く上は所觀の
境體に就て他の心を直に理となすの非圓を辨す此下更に能觀の
智用に就て事理を分別して他の相違を示す唯識實相の二觀は占
察經に出づ義例隨釋四紙_{廿八}委く辨せり中に就て所起の事用を推
して一心の本具を照すを唯識觀と云ひ亦事觀と云即ち事造の三
千を觀するなり隨自意三昧の中に明す所の縱任三性及ひ四運心
等皆此觀なり所起の事用に依らす直に一念の陰體に就て理具の
三千を照すを實相觀と云ひ亦理觀と雲端坐の中に明す所の三性
等を推檢せざるは皆此觀なり因何等とは能觀既に事理を分つ所
觀の心豈唯理ならむやとなり

又實相觀雖觀理具非清淨理乃即事之理也以依陰等顯故

二對理觀簡自義證謂實相觀は三性及ひ四運の生滅等を推檢せず單に理具の三千を照すと雖も陰妄の外別に清淨真如を觀するに非ず迷事の心に即して是れ法性と照見するなり陰入等の十境に於て實相を顯すを以ての故なり

問若爾二觀皆依事如何分邪

二述二觀義三初據前義疑難問の意は前に述るか如くならば事理二觀皆迷事に依る如何か分別せむ

答實相觀者即於識心體其本寂三千宛然即空假中唯識觀者照於起心變造十界即空假中

二示同依迷事從行者用意分二觀謂實相觀は陰妄の自體に即して其心本來妄染を離ると體達するに徧く三千の諸法を該攝し破立絶待なり蓋し三千常に一切の情謂を離れたるは即空なり常に物に應して自體を失はざるは即假なり常に能所の對待を絶するは即中なり此三一に非ず異に非ず修性相即して不縱不横なる之

を理性の三徳なる三千の三諦とも云なり唯識觀は陰妄の動用なる起心を觀するに變造の十界即ち善惡無記種々の事用を異にす其體亦是れ即空假中ならざるなし

故義例云夫觀心法有理有事從理則唯達法性更無餘途從事則專照起心四性得亦名本末相映事理不二

三引證義例は心境釋疑例隨釋四六三紙謂く能觀の觀法行者の用意に從て事理の不同あり理は則ち所起の善惡無記の心相を置て唯法性に達す事は則ち所起の善惡無記等の心相に歴て内外中間非内外の四句を推檢して其不可得如虚空の體を顯す本末相映とは理を本とし事を末とす然るに事理は一法の二義猶人の體質と手足の運動の如し故に事觀成就すれば則ち必ず能く理に達し理觀成就すれば則ち必ず能く事に達す此れ義に約して説なり事理不二とは事理は既に本一法事觀の外に理觀なく理觀の外に事觀なし此れ體に約して説なり

又應知觀於內心二觀既爾觀於外境二觀亦然

三斥山外內觀爲理外觀爲事謂く內境を觀するに既に事理二觀あり外境を觀するも亦復爾り豈偏に内を理とし外を事とすへけじや

此皆止觀及輔行文意非從臆說

四結示自義非妄立止觀は二之三紙祖判分明なり固より臆斷に非す

他云眞心具三千法乃指眞如名不思議境非指陰入也金鑠云旁遮偏指清淨眞如那得特偏指邪又云夫唯心之言豈唯眞如心邪須知煩惱心偏第一記云專緣理性而破九界是別教義那得句句唯於眞心又此標一念乃作一性眞如釋之後文多就剎那明具三千亦作眞如釋邪

五對自義顯他臆說乃指等とは此れ四明鈔主他の立義を評量して偏指清淨眞如は別教不了の意に歸すと決判するなり金鑠は十三

紙に出つ偏指は九界の妄法の外別に佛界平等の一理を指して究竟とするなり又云は同廿紙に出つ謂く唯心と云は唯佛界の眞如心のみ唯心を論するに非す九界煩惱の心に約して亦唯心を論するなり第一記は文句三紙謂く専ら佛界清淨の理性を緣して九界妄染の法を破するは是れ別門不融の義意より起る那得等とは故に他の所立は別に於ては當れとも圓に於ては相違す何を圓別を簡ふの眼なくして句々専ら別門を主張するや又此とは大科に従へは前の段の總在一念を指す後文は下卷紙十九染淨不二門の中を指す其中の剎那は是れ短促生滅の心なり決して直に理となすへからすとなり

問永嘉集既用今家觀法彼奢摩他云一念即靈知自性他立正合於彼何謂不然

四辨永嘉集簡澄二初以合他爲難永嘉集は上紙廿一に出つ玄覺法師は天宮智威尊者の旁出左溪玄朗尊者と同く天台の教觀を學ひ後曹

溪に講して禪法を傳ふ永嘉集十卷を著す今大藏中に存す統紀十
紙五に傳あり

答彼文先於根塵體其本寂作功不已知滅對遺靈知一念方得現
前故知彼之一念全由妙止所顯不爾何故五念息已一念現前祇
如五念何由得息那得將彼相應一念類今刹那念邪

二答四初通彼非今類謂く彼の文先に根塵和合して起る所の心知
に於て本來寂靜にして念の自性なしと體達し遂に能縁の心知亡
じ所縁の境も亦亡して本性靈明の知覺始めて顯現するを明す
されは彼の靈知は全く本寂を體する妙止の功の成就するものに
て根塵一刹那の心直に是れ理なりと云に非す若し爾らすひは何
か故そ五念の止む處一念現前すと云や五念とは一には故起二に
は貫習三には接續四には別生五には即靜なり詳解上末六三紙を看よ
那得等とは何そ彼の妙止と相應する一念を以て忽ち今の根塵刹
那の一念と類同して云云するを得むやとなり

況奢摩他別用妙止安心毗鉢舍那別用妙觀安心優畢又方乃總
用止觀

二示所觀體同今四初示總別止觀爲能安陰心爲所觀謂く奢摩他は
散亂を對治するか爲めに別して妙止を用ゐ毗婆舍那は昏沈を對
治するか爲めに別して妙觀を用ゐ優畢又は別用に依らす止觀を
雙用す奢摩他は止の梵名毗鉢舍那は觀の梵名優畢又は止觀均調
の梵名なり

故出觀體中一念正是今之陰識一念也何者彼文序中先會定慧
同宗法爾中乃云故卽心爲道可謂尋流得源矣故出觀體云祇知
一念卽空不空非空非不空

二示所觀同謂く彼の永嘉の文觀法の大體を釋出する中一念と云
は今の陰妄の一念と全く異なるとなし彼の文序の中に止觀は行
相は二つに分つも所趣の理は一なりと會し止觀總修するは彼の
歸趣する所の宗意なるとを彰す仍法爾の章に卽心爲道と云は法

爾常然の道理に約すれば諸法皆道に非るものなしと雖も中に於て心法最も了し易きか故に心に於て理を顯すと示す尋流得源とは心は是れ萬法の根源なるか故なり祇知は能觀の智を擧ぐ一念は所觀の陰境を擧ぐ即空不空非空非不空は所顯の妙境なり

言祇知者乃即體也止了觀也現今刹那是三諦理不須專亡根境顯其靈知亦不須深推緣生求其空寂故云祇知此乃即心爲道也

三對別用止觀示文意言祇の下鈔主の釋なり乃即とは直に性德を照すと云體は情を離るゝの義邊を彰せは止なり了は理に稱ふの義邊を彰せは觀なり蓋し總修止觀を以て刹那陰妄の事心を照すと云不須等とは別修の止を以て専ら根境を亡するとを要せず又別修の觀を以て深く緣起の法を推するとを要せず此意を彰すか爲めに祇知の言を下す要を擧て之を言はゝ刹那の一念三諦の理なりと體達す即ち是れ法爾の中に言ふ所の即心爲道なり

若奢摩他觀成顯出自性一念何用更修三觀

四對所顯彰所觀謂く前の奢摩他若し別修に於て成就すれば皆情を離るるのみならず亦能く理を照して自性靈知の一念を顯發するとを得るか故に何る更に止觀を總修して三觀變へ修するを須むむや

問彼云若於相應一念起五陰者仍以二空破之那云不更修觀

三釋疑二初疑彼似所顯眞知爲境猶修觀謂く彼の永嘉集に寂照と相應する一念の眞知に於て取着を生せは仍人法二空を能觀となして之を破すへしと云されは更に修觀を須うるの義なしとは云へからす

答於眞知起陰以觀破之不起陰者何用觀之彼二空觀乃是觀陰非觀眞知

二通未證悟已前於觀成所顯理仍起情想二空破情想陰謂く未だ理を證せざる已前眞如の靈知に於て陰惑を起すときは乃ち復二空觀を須めて之を破すれども陰を起さるとき此觀何の必要かあ

らむ此則ち所觀は祇陰のみ眞知を所觀となすにあらず
故知解一千從迷一萬惑若欲廣引教文驗其相違不可令盡書倦
且止

四總結斥文解すへし

二違義者問據上所引衆教雖見相違且如立此十門欲通妙理亡
於名相若一念屬事豈但通事將不違作者意乎

二破違義四初對述作意辨得失二初立難文の中衆教は一家數處の
解釋なり立此は十門を製立するの意趣なり欲通等とは三千の妙
理に通入し隨情一切の名言を亡泯せむか爲なり然るに鈔主の言
ふか如く一念定て事に屬せは十門の觀法は但た事に通するの功
用ありて妙理に通入するの期あるへからず亦復還て名相を滋長
するのみ豈荆溪の深意に背かすやとなり

答立門近要則妙理可通若覓指眞如初心如何造趣依何起觀邪

二答三初示通理得失謂く今の十門皆心法妙に就て立つ蓋し一念

陰妄近要の境を取て所觀とするときは初心の行人妙理に通入し
易し若覓等とは眞は遙なり蓋し自覺聖智の境界は凡慮の及ぶ處
に非るか故に遙に眞如心を指て所觀とせば初心の行人造修の方
法なかるへしとなり

今立根塵一刹那心本具三千即空假中稱此觀之即能成就十種
妙法豈但解知而已如此方稱作者之意若也偏指清淨眞如偏唯
眞心則杜初心入路但滋名相之境故第一記云本雖久遠圓頓雖
實第一義雖理望觀屬事

二示亡名相得失謂く根塵和合して起る所の一刹那の心本來三千
の諸法を具して破立絶待なり斯の如く之を觀するときは玄文の
因果自他熾然として成就す豈但名相に依附して解知するならむ
や斯の如く陰を立て妙を觀して方に能く十門の作者即ち荆溪の
深意を得たりと云へし若し山外諸師の如く妄を捨て眞を取らば
所謂別教の緣理斷九權門不了の過を成し且つ又初心の人但教に

依て解知するのみにして自己を尅修し妙理を證悟すると能はされは名相の境彌々滋長して終に亡するの期なかるへし第一記は文句一四十四釋(因緣約教)本遊觀心の文意を示して云云す本雖は能化最初の實事は五百億塵點劫の昔にあり圓頓は諸佛の自證一念即是なり第一義は中道究竟の理なり望觀屬事とは上の三は猶是れ教義未た言詮を免かれざるか故なり

他謂圓談法性便是觀心爲害非少

三斥不辨教觀異謂く山外如上の文義を曉めず金光明玄十種の三法に觀心釋あるを剩れりと云か如きは蓋し教義觀道の何たるを曉了せざるに由て教義を以て直に觀道とかもへるならむ一家教觀の大道に於て妨害太たと云へし

今問一念眞知爲已顯悟爲現在迷若已顯悟不須修觀十乘觀法將何用邪

二述觀心義決自他得失二初正決得失三初示他義不通謂く汝か言

か所の一念眞知は悟中に在りとせむや迷中に在りとせむや若し已に悟にあらは修觀は用なし止觀の十乘は何の爲めに建立するや

若現在迷全體是陰故金錒云諸佛悟理教生在事既其在事何名眞淨

二定義必可依迷事謂く汝も亦凡夫を已に悟れりとは謂はさらむ已顯の悟ならずむは其體陰に處するとは多言を俟たす故に下に金錒を引て云云す

然誰不知全體是清其奈濁成本有

三對諸法本具通全體是陰妨謂く直に本有の法體に従へは誰か本眞と知さらむ祇在迷の功能無始法爾として是れ陰妄なるを奈何せむ

應知觀心大似澄水若水已清何須更澄若水未清須澄濁水

二示修門附情且存修證功三初喻顯謂く觀心は其意無始の染用を

轉して本眞の淨理に復するにあり故に陰妄の水若し已に清らかならば其性改むへからず何ぞ煩はしく更に觀心の珠を投して澄淨すへけむや陰妄仍染用を保して穢濁尙存せは須らく妙觀の玉を投して本理の清水に還復すへきなり

故輔行釋以識心爲妙境云今文妙觀觀之令成妙境境方稱理又解安於世諦云以止觀安故世諦方成不思議境

二示觀成方稱妙境輔行は五之三初文の意は謂く稱性の妙觀此一

念の陰識を照して本理三千の妙境ならしむるなり又解は五之五紙四當卷十一紙に之を引く

故知心雖本妙觀未成時且名陰入爲成妙故用觀體之若撥棄陰心自觀眞性正當偏指清淨眞如之責復招緣理斷九之譏

三結顯自他得失觀未成等とは凡そ一家陰妄を立て妙境を成するに二義あり一には觀體に約す謂く上に明す所の兩重の能所の如き通して初心の行者に蒙らしむ二には位に約す謂く觀行已上理

慧相應して方に妙境を成す則ち今の文是なり今爲成妙故と云は已に品位に入らば一切諸法皆妙境と體達相應するを彰すなり故に若し在迷の凡夫無始の陰妄を棄て獨り自ら眞理を攀緣せは所謂別教の緣理斷九にして荆溪の盛に破する所なり

且如今欲觀心爲今刹那便具三千爲須眞如體顯方具三千若卽刹那何不便名陰心爲於妙境而須立眞心邪

三責立義意趣四初徵具法在處難棄陰求眞謂く行者現今自心を觀照するに在迷刹那に於て本來三千を具すと照すや本眞の靈知顯れ已るを期して其時方に三千を具すとせむや若果して是れ刹那ならは何ぞ特に眞如を指すとなり須は待なり

又大師親令觀於陰等諸境及觀一念無明之心何達教邪應是宗師立名詮法未的故自別立邪

二詰違教謂く我智者大師己心中所行の法門なる摩訶止觀に於て既に陰妄を觀せしむ今の文陰等は五之一六十一紙一念無明は四念處

四紙十八を看よ何ぞ此等祖教に相違して自義を恣まゝにするや
又若謂此中一念不同止觀所觀陰等諸心者此之十門因何重述
觀法大體觀行可識斯言設設也

三防妄救謂く汝若し救を設けて十門は止觀と其旨同しからすと
言は、今此の十門は本止觀と觀體を同ふして十妙の解行を成就
せしむるか爲に述作す若し爾らすと言は、上に觀法大體と云ひ
下に觀行可識と云は設言徒構なる乎となり

又中諦一實別判屬心與總眞心如何揀邪

四難近要總心爲眞與別判證理眞心不可辨其異謂く前十六紙別分
色心の中は眞中並に一實無諦を證理の義邊に約して皆心に屬す
總在一念は觀體を彰す義邊に約して陰妄の事念と定む然るに山
外の師總の一念を以て直に理となし不思議となす果して爾らは
總別の二心如何か之を分たむ

心性二字不異而異既言不變隨緣名心卽理之事也隨緣不變名

性卽事之理也今欲於事顯理故雙學之

四附心性文辨三法事理窮邪義所由三初明心法事理示文意謂く今
の文心性の二字法體は心卽ち性徳なるか故に不異なり義用は心
は隨緣迷事の妄用を云性は不變悟理の體性を云へは則ち異なり
既言等とは止觀大意の文なり當卷十九紙に之を引く謂く不變の
體性を全ふして隨緣迷事の妄用を現するは心なり隨緣の妄用本
來性具の徳なるは不變の體性なり今の十門は此迷用に即して本
具の體性を顯はすに在り故に心性變へ擧るなり

例此合云不變隨緣名佛隨緣不變名性生性亦然

二例生佛事理謂く心法既に心と性と二義並へ存す佛法衆生法亦
復爾らすむはあらず蓋し隨緣の悟用を佛と名け悟に即して具な
るを性と名く隨緣の迷用を衆生と名け迷に即して具なるを性と
名く方に心佛衆生の三法唯一の不變隨緣隨緣不變なることを知
らむ亦能く三無差別の道理も曉了すへし

應知三法俱事俱理不同他解心則約理爲通生佛約事爲別此乃他家解心佛眾生之義不深本教濫用他宗妨害既多旨趣安在

三結顯邪正指斥謬根謂く若し隨緣の邊は三法俱に事なり若し不變の邊は三法俱に理なり爲通の通は總なり謂く山外の諸師心を但理となし總となし生佛を但事となし別となすの不了義に同じからす此乃他家等とは華嚴疏鈔十九之上四十九紙云心是總相悟之名佛成淨緣起迷之爲衆生成染緣起一心以眞爲體已慈光の暗思法師の華嚴を兼講するや自他の宗義を擇むの眼光稍やく隠れ遂に本宗の教觀を認亂す奉先の源清法師之を承用し梵天の慶昭孤山の智圓二師亦皆驥尾に附く遂に之を山外と呼ぶに至れり惜哉濫用は義旨の在る所を簡擇せざるに由る意を得て之を轉用するに異なり

一性等者性雖是一而無定一之性故使三千色心相相宛爾

二釋一性等二句三初略釋文謂く本具の理性は絶待外なきか故に

決定堅住せる定一の性なし蓋し上の是一の一は絶待不思議の一にして定一の一は數量性計の一なり故使等とは心性本來諸法を收攝して定一の性なきか故に三千の依正法々自體を軌持して分明ならしむるなり

此則從無住本立一切法應知若理若事皆有此義

二會同四重立法四初略示謂く上の是一にして而も宛爾なるは淨名經に所謂無住の本(是一)より一切法(宛爾)を立すと説くなり

故第七記釋此文云理則性德緣了事則修德三因迷則三道流轉悟則果中勝用如此四重並由迷中實相而立

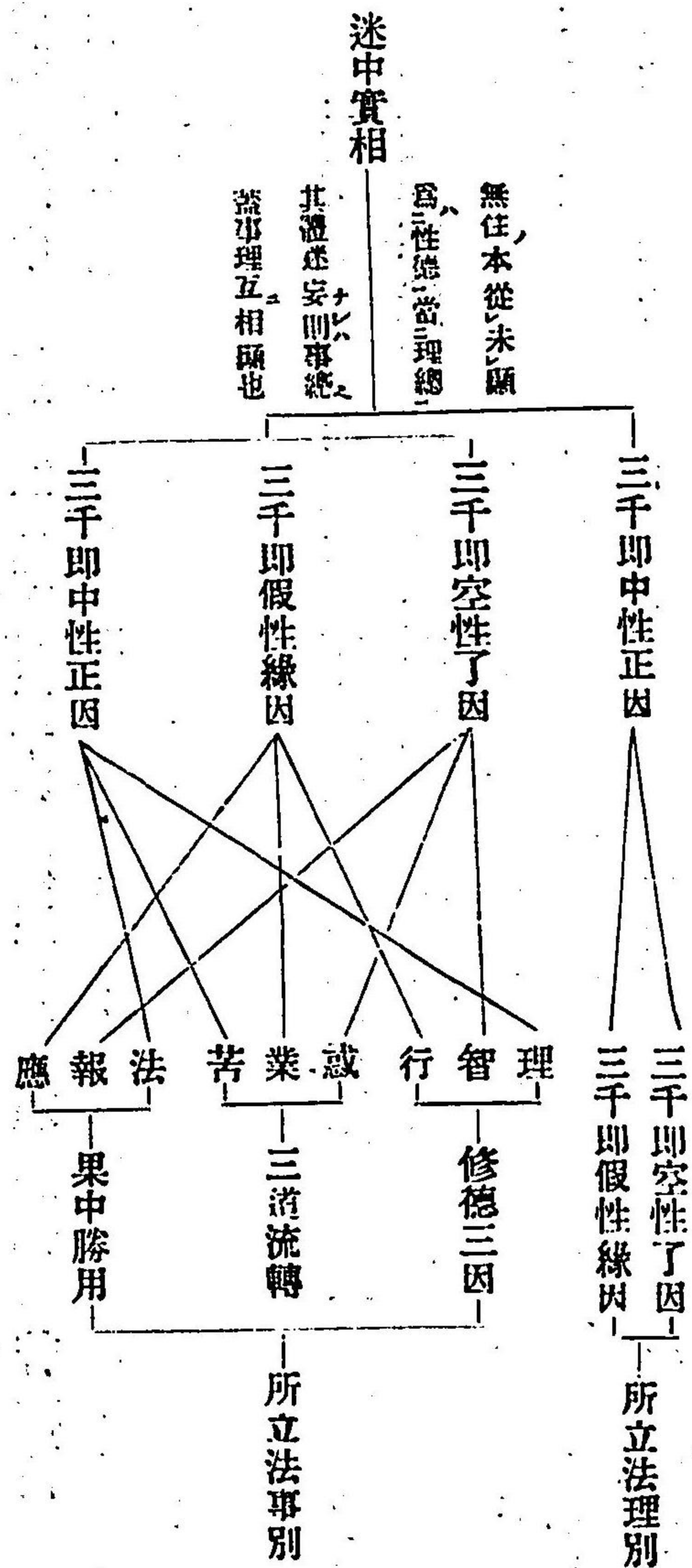
二引祖釋第七は文句十九紙十一一理則等とは緣了の二修理に在て未だ顯れざるを性徳と云三千即假は性の緣因なり三千即空は性の了因なり事則等とは隨緣の事用已に顯るゝを修徳となす三因は順修の理智行なり迷則等とは逆修の煩惱業苦を三道と云悟則等とは悟用の法報應三身は果中の勝用なり迷中實相とは是れ則ち

經の無住の本事に即するの理なり此の事理迷悟を四重の立法と云

今釋曰迷中實相即無住本乃今文一性無性也上之四重即立一切法乃今文三千宛然也第一重既以性德緣了爲一切法須以正因爲無住本餘之三重既將逆順二修爲一切法必以性德三因爲無住本此即理事兩重總別也

三自釋會謂く記に言ふ所の迷中實相は即ち在迷の理性を指すか故に無住の本にして今の文の一性無性なり上の事理迷悟の四重の立法は立一切法にして既に理事迷悟の諸法を論ずれば今の文の三千宛然なり中に就て第一重約理の釋は既に體と徳とを相對するか故に性徳の緣了は是れ能顯の徳なるを以て一切法となし性徳の正因は是れ所顯の體なるを以て無住の本となす事と迷と悟との三重は既に體と用とを相對するか故に修徳の三因及迷悟の隨縁の事用を以て一切法となし不變の體性未だ顯れざるを以

て無住の本となす此即等とは能立の無住の本は未だ顯れざるを以て性徳となす則ち是れ理總なり其體迷に在れば則ち事總なり所立の一切法は性徳の緣了は二修理の中に在るか故に理別なり修徳の三因及ひ迷悟は事に彰るれば事別なり事理兩重の總別大旨見つへし四重立法を圖示せは左の如し



問既以迷中實相爲一性對三千爲別正當以理爲總何苦破他
四釋疑二初以但成理總立妨謂く上の如く記の迷中實相を今の一
性として所立の三千の法門に對して三千を別とせは豈理は但是
れ總に非すや

答以三千法同一性故隨緣爲萬法時趣舉一法總攝一切也衆生
無始全體在迷若唯論眞性爲總何能事事具攝諸法

二以事理相顯釋通五初據以理顯事通疑難謂く融妙の三千理に在
て未だ顯はれず同一心性なるを以て染淨の緣に隨て十界の諸法
となるべきを論するに事理は元來一法の二義なるか故に理總あ
る處必ず事總あり蓋し理具に由て方に事用あるか故に事總は其
功必ず理總に歸す總攝一切とは隨緣の諸法一皆一切を收攝す
るを云なり衆生等とは衆生に在ては則ち迷妄の外に法なし爾る
に若し迷事の總攝を論せずして唯専ら眞理に約して總攝を論せ
は何に依てか迷事の當相諸法を具足して法々無碍なることを知ら

むや

而專舉一念者別從近要立觀慧之境也若示一念總攝諸法則顯
諸法同一眞性

二據以事顯理示今文意謂く今の文専ら迷事の一念を擧ることは
別して近要の法を取て所觀の境を立つ近は自己に在るか故なり
要は諸法を總るか故なり若示等とは若し近要に従て迷事の一念
を指示するときは事に即して理なるか故に理に在るの諸法同一
眞性なることを顯す此れ事總を以て理總を顯すなり

故釋籤云俗即百界千如眞即同居一念須知同一性故方能同居
一念故以同居一念用顯同一眞性

三引事理相顯類釋籤は二之下五紙俗即等とは縁生差別の法を俗
諦とす眞即等とは性徳不變の理を眞諦とす同一より一念に至る
二句は此れ理を以て事を成するを擧ぐ故以より眞性に至る二句
は此れ事を以て理を顯すを擧ぐ

非謂便將一念名爲眞諦豈同居一塵非眞諦邪

四就眞即一念文防謬謂く迷事の一念を取て直に眞とするにあらず若し六塵即理の義邊に例同せは諸法皆是なり果して爾らは眞即一念を謬り解して一念を直に理となし不思議となすへからず今文以一性爲總前後文以一念爲總蓋理事相顯也

五對前後文結示相顯謂く今の文に一性無性と云前後の文即ち前には總在一念と云ひ後廿八卷には寧乖一念と云此れ一性無性は理なり一念は事なり理具に由て方に事用あるか故に亦事用に由て理具を彰すは法爾任運なり事理相顯其意見つへし

此之二句正出攝別入總之所以也由一性無性立理事三千故故兩重三千同居一念也豈同他釋直以一念名眞性邪

三點示文意總結一性等の二句正しく色心の別を攝して一念の總に入るの義意を釋出す由一性等とは心性外なし祇實なふして物に應するのみ故に刹那を擧るに全く事理の三千を收攝す之に

依て事理兩重の總別頓爾に刹那の一念に居在す豈山外の如く一念は祇是れ眞性と云とを得ひや

○二當知下就理事明諦境二初約理事明三諦二初明理事

此科十六紙左初約諸境より來る謂く理事の三千俱に總別あるに就て三諦の妙境を明す蓋し前已に總別を明して未だ事理を分たさるか故に此中更に事理を分て釋成するなり

當知心之色心即心名變變名爲造造謂體用

心之色心の四字は上の一切諸法無非心性に據て理具の總別を示す之の字彼を此に繫屬するの言謂く色心の諸法を収めて一念の心に攝するなり即心名變の四字は理具を全ふ起る所の隨緣變起の三千に據て事造の總別を示す變名爲造の四字は理具の三千縁に應して差別するを造と名く構造して適めて有るに非ることを示す造謂體用の四字は不得意者の謬て造作適有を造となすと謂はむことを恐れて更に體用に約して理具の全體縁に隨て迷悟

の用を起すを造の義となせば則ち無作の作にして造作の作に非
ることを示す

心之色心者即事明理具也初言心者趣舉刹那也之者語助也色
心者性德三千也

文二初釋文二初正釋三初釋初句三初示文義謂く初句は隨緣迷事
の法に即して理具の三千を明すとなり刹那は根塵相對して起る
所の事念なり此刹那迷事の一念に於て本來三千の諸法を具して
闕減なきを性德三千と云

圓家明性既非但理乃具三千之性也

二明文旨四初對別教顯理具謂く圓教に理性を談するは即事而具
の故に別教の平等の一理差別の相を具せざるに同じからす則ち
具に約して理を論するなり

此性圓融徧入同居刹那心中

二示心具所以謂く此三千の性法々闕くることなく隔つる所なく

至らざる所なく互に相攝して同じく刹那にあり

此心之色心乃祇心是三千色心如物之八相更無前後即同止觀
心具之義

三舉法體派能具所具謂く此理具の三千本來能具所具あることな
きか故に祇心の法體を指に當處十界當處三千なり蓋し理具の處
能所頓に亡するを示して下に止觀の不思議境に同するの張本と
するなり如物之八相等とは俱舍頌疏五紙十三止觀五之三紙廿三詳解
上末四紙十八八相とは生住異滅各亦四相ありて能く一切色心の諸法
を遷移流動せしむ大相を本相と云小相を隨相と云之を八相とな
す是れ且く小乘刹那生滅の法相を擧て例とするなり即同等とは
斯の如く能具所具なふして法體本來言思を絶するは止觀不思議
境の心具の義に同じとなり止觀五之三紙廿云夫一心具十法界一法
界又具十法界百法界一界具三十種世間百法界即具三千種世間此
三千在一念心若無心而已介爾有心即具三千亦不宵一念在前一切

法在後亦不言一切法在前一心在後輔行日常知身土一念三千故成道時稱此本理一心一念徧於法界以上此文は是れ圓頓行者修證の大體なり故に今引て之を示す

亦向心性之義三千色心一不可改故名爲性

四顯即事之理一心性之義とは重きこと性の字にあり三千の下特に性の字を點示す故に不改と云凡そ性に三義あり一に不改を性とす二に性分を性とす三に實性を性とす止觀五之三紙十三を看よ

此一句約理明總別本具三千爲別刹那一念爲總以三千同一性故故總在一念也

三示總別謂く本具の諸法自體を失はざるを理別とす刹那の迷事本來理に即するを理總とす以三千の下迷事の一念を總理となす所以を示すなり

即心名變等者即上具三千之心隨染淨緣不變而變非造而造能成修中三千事相

二釋二三兩句三初釋文即心名變等者等とは等の字變名爲造の句を等す三千之心とは諸法を具足する性徳の心なり染淨とは染は逆修煩惱業道なり淨は順修緣了二因なり謂く此染淨二緣に隨て變して十界迷悟の諸法若くは正若くは依其類同しからず既に體を全ふして用を起すか故に造作の造に非ず任運に能く萬差の事用を發現するなり

變雖兼別造雖通四今即具心名變此變名造則唯屬圓不通三教

二箇義謂く變の義は但理の隨緣に通するか故に別教を兼ぬるなり造の義は變造構造に通するか故に四教を兼ぬるなり今は本具性徳の心に即して變造の事用を論するか故に唯圓教に局るなり蓋し但理の隨緣及び構造の造に非るとを彰す

此二句則事中總別變造三千爲別刹那一念爲總亦以三千同一性故故感趣一念也

三示總別謂く變造の三千は法々自體を失はざるか故に事の別な

り在迷刹那の一念は事の總なり亦以等とは前の理總の如くなる
か故に亦と云此れ理總を以て事總を彰すなり

造謂體用者指上變造即全體起用

三釋第四句三初畧釋文開く造に別の造なし體を全ふして用を起すのみ

故因前心具色心隨緣變造修中色心乃以性中三千爲體修起三千爲用則全體起於事用方是圓教隨緣之義

二委明義因前心具とは謂く理具に依て方に事用あり則ち上の心之色心是なり隨緣變造等とは染淨の二緣に由て十界迷悟の因果を成就するなり乃以性中等とは本有不改なる性徳の三千を體とし隨緣變造せる修起の三千を用とす則全の下上の乃以等は既に修性を以て體用を釋成すれば仍二法の別あるに似たり故に更に復體用を以て事理修性の二別なきを彰すなり蓋し本具を以て理體となす猶人の五體を具足するか如し緣起を事用となす猶五體

のまゝ持行見聞等自在の運用あるか如し斯の如く體用事理相即不二なるを方に圓教性具の隨緣と名くとなり

故輔行云心造有二種一者約理造即是具二者約事乃明三世凡聖變造即結云皆由理具方有事用此文還合彼不

三引同輔行暗斥異本輔行は五之三紙前の十八紙に之を引く造即是具は今この文の心之色心なり三世凡聖は今この文の即心名變々名爲造なり皆由理具は今この文の造謂體用なり此れ今の文と輔行と符合して異轍あるとなし蓋し山外異本を準用して造謂體同に作て自義を援くるを以て後に之を破するか爲に豫かじめ此釋を設くるなり

問變名本出楞伽彼云不思議熏不思議變故造名本出華嚴彼云造種種五陰故華嚴唯有二教楞伽合具四教何故金錡云變義唯二造通於四

二料簡二初對部中用教疑變造通局楞伽は佛語心品義疏一之上紙廿六

不思議熏とは謂く熏は資熏なり猶香氣の衣服を熏するか如し蓋し法本定實の性なきを以て強弱の外縁に資けられて善惡迷悟の法を熏發するなり不思議變とは謂く變は轉變なり猶一身の諸態を現出するか如し蓋し法の實なふして物に應ずる處善惡迷悟の類を異にするなり華嚴は舊經十一紙十前紙十八に既に引けり華嚴は圓に一別を兼ねれば唯二教あり楞伽は方等部に屬すれば四教を具すへし何か故そ金鑄(三十四紙)に變は二造は四と云や此れ豈顛倒に非ずや

答部中具教多少雖爾今約字義通局不同何者大凡云變多約當體改轉得名故變名即局若論造者乃有轉變之造亦有構集之造故造名則通別圓皆有中實之性是故二教指變爲造藏通既無中實之體但明業惑構造諸法不云變也大乗唯心小乘由心故云變則唯二造則通四

二以字義對教意釋通文の中多約當體等とは謂く變の語は造の二

義あるか如きに非す多分當體に約して轉變を論す蓋し中道の理但不但の二義ありと雖とも俱に法を以て理となすか故に迷悟因果萬差の諸法皆真如隨緣の徳にして惑業に由て別に構造するの法あるとなし中に於て隨緣の相を攝して不變の性に歸するは別教に屬し差別の相に即して不變の性を顯すは圓教に屬す故に變の名は二教に局す若論等とは謂く真如隨緣して諸法となるは轉變の造なり惑業に由て諸法を生ずるは構集の造なり故に造の名は四教に通し變の名は別圓に局る理と法と別なきは中實なり祇眞妄を隔つると眞妄を融すると以て別圓を分つのみ是故等とは但理の變と即其の變と二教の權實同しからされとも藏通構集の造に對して別圓總合して義を示すなり藏通の下界内の二教は法の外に理を立るか故に中實の體なし中に於て法と理と相離れざるは通教なり相離れて即せざるは藏教なり巧拙同しからすと雖とも俱に法の外に理を立るか故に變の義を許さるなり大乘の

下真中に約して大小を判す開く法融するか故に能所を絶するを
唯心と云故に理實の邊は別教亦た唯心を許す法隔るか故に能所
を存するを由心と云藏通二教に談する所なり故云等は義を結す
るなり

問他云造謂體同及改此文二十來字而云收得舊本文云勘契多
同今何違舊

二辨他簡定本二初簡改字是非二初依文簡三初舉他非輒爲難好異
他云は示珠指下八紙改此等とは他此十不二門の中の二十許字を
改て舊本の正文を得たりと誇る是れ其一なり但し收得舊本の語
示珠指に明文を見されども意を取て云なるへし

答舊本諸文全無錯邪應是荆谿親書本邪

二答二初示舊本難依謂く舊本豈全く錯誤なからむや豈復荆溪自
ら別行の本を書するならむや餘は見つへし

又多本同者止如杭州十藏中台教頭會略讀錯字不少豈非初將

一本寫之一本或錯十處皆訛

二示多同難準二初舉事類文見つへし

又云日本傳來別行十門題云國清止觀和尚錄出亦云體同等者

二斥助說二初舉說日本傳來等とは別行十不二門の皇國に傳來せ
しは一條天皇長徳三年丁酉にあり

未審止觀和尚又是誰邪此人深諳一家教不始錄之本全不錯不
豈以先死之人違之爲古所立之事皆可依邪

二破斥三初示古人所錄不可據謂く義理の當否を思はず古を尊み
今を輕むして云云す何る識見なきや

如乾淑所錄遂和尚止觀中異義乃以三界爲無漏總中之三可盡
遵不況諸異義特違輔行自立已見故皆云記文易見和尚云云此
師又稱第七祖故知止觀和尚多是此師若其是者則全不可依既
暗荆谿深旨必有改易也

二更推人彰難據遂和尚は道達法師荆溪の上足我叔祖傳道の師統

紀八紙^二に傳あり無漏總中之三とは止觀一之^二紙^四漸次止觀の下の
文なり輔行に云兩教二乘は無漏四而今乃云無漏總中三者何耶別
而言之離爲四人若總名無漏則合却三人但存一位今舉總合開一中
兼三故名無漏總中三也と遠師何ぞ祖釋に違して三界を以て無漏
總中の三となすや此師天台第七祖に當る蓋し三觀の大道は荆溪
に祖承すと雖ども教門の細義は豈全く誤解なからむや然るに近
代已來我叡祖傳道の師なるを以て妄救を建立して剩さへ法智を
誹議す何ぞ誠見の陋なるや學者知すむはあらざるなり

又日本教乘脫誤亦多唯有別行十不二門則全同他所定之本他
既會附示珠指往於彼國必是依之勘寫爾

三評同他本由謂く慧心僧都の二十七問に依て日本教乘脫誤の多
きを知るなり他既等とは元亨釋書四十八 園城寺勸修法師傳に曰
長徳三年(宋の太宗至道三年)四月大宋國送新書五部彼土台徒之述
也所謂法華示珠指三卷龍女成佛義一卷十六觀經記二卷佛國莊嚴

論一卷心印銘一卷附而乞台教遺失書六部此方學者有議新書者朝
廷詔慈覺智證兩徒加毀破法華示珠指上卷實因破之下修預焉上已修
此時爲園城長吏云云以て上代龍象の多く教學の盛なりを知へし
設是舊本須將義勘莫可專文
三結斥文見つへし

問文縱難定義復相違何者此文攝別入總合云變造體同若云從
體起用還是開總出別既失不二之義便無開會之功也

二依義簡二初執理總事別妨述作義問の意は謂く文は縦ひ必定し
て體同となしかたきも若し體の用とせば總別の義に於て相違す
へし其所以如何ひ蓋し此十不二門の文は事別を攝して理總に入
るれば須らく變造の事別理總の體と同じと云へし若し又不變の
理體より隨縁の事用を起すと言はれ却て是れ理總を開して事別
を出せば則ち是れ開總出別而二差別の義を成して今の十不二の
妙義を失ふへしとなり蓋し仍理總事別を執するよりして此の疑

問あるなり

答若得前之總別意者則自不執舊訛文也豈理體唯總專用唯別
二答四初斥不得總別意前之は十七紙一切諸法無非心性を指す此
文は是れ事理兩重の總別なり若し善く此意を了すれば舊本の訛
文即ち造謂體同を偏執すへからすとなり

如常坐中修實相觀既云唯觀理具文中廣辨三千還有總別不若
無者那云一心具三千邪隨自意中修唯識觀觀於起心即約變造
專用而說還有總別不若無那云一切法趣檀等那云觀一念善惡
心起十界邪登隨自意三昧非不二開會觀邪

二依止觀解難常坐は止觀二之一紙三性四運等に歷すして直に一
心本具の三千を照すを實相觀と云唯觀理具とは文止觀五之三紙
觀不思議境の下の輔行に出つ蓋し十乘觀法廣く四行に渉る中に
於て常坐初に居す故に先に出す次下に常行半行半坐を略するも
のは同く唯理具を觀するか故なり文中廣辨等とは彼の不思議境

の中前後の諸文廣く三千圓具を明す此中還て總別なしとせむや
若しなしと言は、何そ一心の具法を明すや止觀五之三紙云介爾
有心即具三千と蓋し一心は本具の理總三千は是れ理別なり隨自
意は非行非坐亦覺意三昧と名く止觀二之二紙唯識觀は三性四運
等起るに隨て即ち觀す文に意起即修三昧と云是なり今起心と云
は事總なり變造三千は事別なり那云の下止觀二之二紙三十の文を
徹す一切法は事別なり趣檀は事總なり一念は事總なり十界は事
別なり豈隨等とは隨自意三昧文は楞嚴に出れども意は法華に依
る何そ開會の妙觀に非さらむや

應知立茲體用欲於理體及以事用皆明三諦專用若即空假中還
成不二圓妙不既於理事兩重總別皆顯絕妙那將攝別入總而爲
難邪

三就當文結酬謂く今の文の體用を建立することは事理の法皆即
空假中なるを彰すにあり若し果して專用に即して妙の三諦な

らは化事皆實理に稱ふか故に却て不二の義を成し亦是れ開會の功彰るへし皆顯絕妙とは絶妙の二字上の不二圓妙に應して謂を即ち是れ開權顯實なり那將等とは那の上於體用の三字を加へて看よ謂く既に理事兩重の總別皆絶妙を顯す那を攝別入總を以て偏に理體に就て總を論し事用に就て別を論して余が言を難すへけむやとなり

又夫開顯乃示法法皆妙若知即具而變用豈不妙邪

四更示味開會旨「法法皆妙」とは偏權の當位等しく圓道に會するを云即具而變とは理具の體を全ふ變造の事用を起すを云用豈不妙とは施權の化用一一理に稱ふを云

問他云之猶往也即全真心往趣色心則全理作事此義如何

二箇訓字是非二初正箇是非二初問他云は示珠指下九紙謂く之の字は往と訓す今既に心之色心と云蓋し平等一如なる真心の理性隨緣變現して色心一切の諸法となるを彰す是れ即ち真心の理

を全ふ十界色心の事を成す圓旨に於て如何むか判決するや

答非唯銷文不婉抑亦立理全乖

二答三初總標違文理「文の中立理の理は道理なり蓋し汝か言ふ所但祖文に相違するのみに非ず道理も亦圓旨に乖戻す

何者心不往時遂不具色心邪

二示乖理三初示違圓旨「謂く真心の體未だ隨緣せざるときは色心の諸相都て無し此れ理か事に即せざるなり

又與心變義同正招從心生法之過

二示歸別理「謂く別教の但理自性を守らず無明の緣に隨て九界差別の相を變作するに同じ故に與心變義同と云從心生法とは心は眞なり法は妄なり謂く佛界平等の真心より九界差別の妄法を生ず蓋し隨緣は一物の變作に依り生法は能生所生の異を存す義異に意同し下に至て更に詳にせむ

况直云心是眞理者朗乖金錫釋心既云不變隨緣名心何得直云

真理

三示違祖釋「文の中朗乖金鏘とは文止觀大意に出つ當卷十九紙右に之を引けり

又造謂體用方順文勢如何以同釋造

三示不順文勢「謂く造は造作の義、用は起動の義、故に用を以て造を釋すれば則ち文義其に符合す然るに同は別異なきの義なれば造の義に應せず故に同を以て造を釋すれば則ち其義乖違す故に如何等と云なり

問若真心往作色心有從心生法之過者文云即心名變亦有此過邪

二就文料簡二初簡濫二初問謂く心往趣せざるときは心に即して變すると能はざるか故に即心名變も亦從心生法の過あるへしとなり

答不明刹那具德唯執真心變作灼然須招斯過

二答二初示他釋屬別「謂く迷事の刹那に即して理となすの具徳を明さすして迷事の外唯真心の變作を執せは分明に上件の過失を招くへし蓋し但眞平等の理性變して九界差別の妄を生ずるときは明かに能生所生の異を存すること猶大地の草木を生ずるか如く亦母の子を生ずるか如し之を從心生法と云なり

今先明心具色心方論隨緣變造乃是全性起修作而無作何過之有

二示今文稱「圓」謂く今先に心之色心刹那の具徳を明して方に理具に由て事用ある隨緣變造を論するときは乃ち是れ具に即して變するか故に性のまゝ修となるにて作に於て常に作相を泯すれば終日無作なり何ぞ茲に於て從心生法の過非を求むへけむや

問即心名變此心爲理事邪若理者上約隨緣名心若事者乃成事作於事那言全理起事

二釋疑二初問「上約隨緣」とは上引く所の止觀大意の文なり問の意